

令和3年第2回定例会（9月議会） 総務企画委員会（分科会） 会議の概要

書記 齋藤 淳子 録

招集年月日時 令和3年9月10日（金曜日）

予算特別委員会終了後

招集場所 議事堂 総務企画委員会室

本定例会（9月議会）における案件（委員会）

1 請願第45号

沖縄県名護市辺野古新基地建設工事中止を求める意見書の提出について

2 陳情第7号

人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄県本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請することについて

3 陳情第8号

特別定額給付金の再度実施について求める意見書を政府に提出することについて

4 意見書案（議員提出）

沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を沖縄県名護市辺野古における新基地建設工事に使用しないよう求める意見書

5 付託案件以外の所管事項

本定例会（9月議会）における案件（分科会）

1 議案第168号

令和3年度秋田県一般会計補正予算（第5号）
（総務部及びあきた未来創造部の関係部門）

2 議案第190号

令和3年度秋田県一般会計補正予算（第6号）
（総務部及び企画振興部の関係部門）

令和3年9月10日（金曜日）

本日の会議案件

1 会議録署名員及び分科会会議録署名員の指名

2 審査日程

3 総務部関係の付託案件以外の所管事項

（趣旨説明・質疑）

4 議案第190号

令和3年度秋田県一般会計補正予算（第6号）
（総務部及び企画振興部の関係部門）

（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐々木 雄 太
副委員長（副会長）	住 谷 達
委員（分科員）	原 幸 子
委員（分科員）	杉 本 俊比古
委員（分科員）	島 田 薫
委員（分科員）	佐 藤 正一郎
委員（分科員）	加 藤 麻 里
委員（分科員）	鈴 木 洋 一

書 記

議会事務局議事課	齋 藤 淳 子
議会事務局政務調査課	
	今 野 武 俊
総務部総務課	柴 田 稔
企画振興部総合政策課	
	田 中 紀 子
あきた未来創造部あきた未来戦略課	
	土 井 芳 晴

会議の概要

午前11時3分 開会

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐々木 雄 太
副委員長（副会長）	住 谷 達
委員（分科員）	原 幸 子
委員（分科員）	杉 本 俊比古
委員（分科員）	島 田 薫
委員（分科員）	佐 藤 正一郎
委員（分科員）	加 藤 麻 里
委員（分科員）	鈴 木 洋 一

説 明 者

総務部長	松 本 欣 也
総務部次長	石 黒 道 人
財政課長	村 田 詠 吾
企画振興部長	鶴 田 嘉 裕
あきた未来創造部長	小 野 正 則
議会事務局長	千 葉 雅 也
人事委員会事務局長	真 壁 善 男

委員長（会長）

ただいまから、総務企画委員会を開会します。
本日の委員会及び予算特別委員会総務企画分科会を開きます。
初めに、会議録署名員を指名します。
第2回定例会9月議会を通して、委員会の会議録

署名員には、原幸子委員、佐藤正一郎委員を、分科会会議録署名員には、同分科員を指名します。

次に、審査日程についてお諮りします。

審査日程案及び付託議案一覧表を配付しておりますので、これらをご覧ください。

審査日程案について、御意見等ございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

御異議ないものと認めます。

審査日程は原案のとおりとすることに決定されました。

なお、審査の進捗状況によっては、審査日程からずれることがありますので、あらかじめ御承知おきください。

説明者交代のため、暫時休憩します。

午前 1 1 時 4 分 休憩

午前 1 1 時 5 分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐々木 雄 太
副委員長（副会長）	住 谷 達
委員（分科員）	原 幸 子
委員（分科員）	杉 本 俊比古
委員（分科員）	島 田 薫
委員（分科員）	佐 藤 正一郎
委員（分科員）	加 藤 麻 里
委員（分科員）	鈴 木 洋 一

説明者

総務部長	松 本 欣 也
総務部次長（兼）副危機管理監	
	山 木 將 弘
人事課長	伊 藤 政 仁

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

総務部関係の所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

総務部長

【当日配付資料「職員の処分について」により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明に関する質疑を行います。

佐藤正一郎委員（分科員）

資料の事案の概要の中に「県による事情聴取により、当該職員は漏えいの事実を認めている。」とありますが、この方は逮捕以降ずっと拘束されていたわけで、いつどういう形で事情聴取を行って、事実確認をしたんですか。

人事課長

5月の逮捕、起訴後、警察あるいは拘置施設等に入っておりますけれども、第2回の公判後に保釈が認められて、現在は自宅におります。

そうした中で、第2回の公判後に本人と連絡をとりまして、改めて公判で話したような内容等について話を伺い、入札等に関する秘密を情報漏えいした事実を認めたことを確認しております。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で総務部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

説明者交代のため、暫時休憩します。

午前 1 1 時 9 分 休憩

午前 1 1 時 1 0 分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐々木 雄 太
副委員長（副会長）	住 谷 達
委員（分科員）	原 幸 子
委員（分科員）	杉 本 俊比古
委員（分科員）	島 田 薫
委員（分科員）	佐 藤 正一郎
委員（分科員）	加 藤 麻 里
委員（分科員）	鈴 木 洋 一

説明者

総務部長	松 本 欣 也
総務部次長	石 黒 道 人
財政課長	村 田 詠 吾
企画振興部長	鶴 田 嘉 裕
企画振興部次長	高 橋 一 也
市町村課長	藤 原 亨

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

本日追加提案された議案第190号のうち、総務部及び企画振興部に関係する部門の審査を各部一括して行います。

関係課長の説明を求めます。

財政課長

【議案〔27〕及び提出資料により説明】

市町村課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

質疑は、各課一括して行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、本日追加提案された総務部及び企画振興部関係の議案に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、9月22日、水曜日、予算特別委員会終了後に、委員会及び分科会を開き、総務部関係の審査を行います。

散会します。

午前11時16分 散会

令和3年9月22日（水曜日）

本日の会議案件

1 議案第168号

令和3年度秋田県一般会計補正予算（第5号）
（総務部の関係部門）（趣旨説明・質疑）

2 陳情第8号

特別定額給付金の再度実施について求める意見書
を政府に提出することについて（質疑）

3 総務部関係の付託案件以外の所管事項

（趣旨説明・質疑）

4 請願第45号

沖縄県名護市辺野古新基地建設工事中の中止を
求める意見書の提出について（現況説明・質疑）

5 陳情第7号

人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄県本
島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を
国に要請することについて（質疑）

6 意見書案（議員提出）

沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を沖縄県名護市
辺野古における新基地建設工事に使用しないよう
求める意見書（文案検討依頼）

7 企画振興部関係の付託案件以外の所管事項

（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐々木 雄 太
副委員長（副会長）	住 谷 達
委員（分科員）	原 幸 子
委員（分科員）	杉 本 俊比古
委員（分科員）	島 田 薫
委員（分科員）	佐 藤 正一郎
委員（分科員）	加 藤 麻 里
委員（分科員）	鈴 木 洋 一

書 記

議会事務局議事課	斎 藤 淳 子
議会事務局政務調査課	今 野 武 俊
総務部総務課	柴 田 穰
企画振興部総合政策課	田 中 紀 子
あきた未来創造部あきた未来戦略課	土 井 芳 晴

会 議 の 概 要

午前10時44分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐々木 雄 太
副委員長（副会長）	住 谷 達
委員（分科員）	原 幸 子
委員（分科員）	杉 本 俊比古
委員（分科員）	島 田 薫
委員（分科員）	佐 藤 正一郎
委員（分科員）	加 藤 麻 里
委員（分科員）	鈴 木 洋 一

説 明 者

総務部長	松 本 欣 也
総務部危機管理監（兼）広報監	土 田 元
総務部次長	石 黒 道 人
総務部次長（兼）副危機管理監	山 木 將 弘
総務課長	菅 生 淑 子
秘書課長	門 間 兵 悦
人事課長	伊 藤 政 仁
財政課長	村 田 詠 吾
税務課長	小 林 伸 也
徴収特別対策室長	鈴 木 亮 一
広報広聴課長	中 嶋 由 美 子
総合防災課長	佐 藤 和 彦

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び予算特別委員会
総務企画分科会を開きます。

初めに、総務部関係の議案に関する審査を行います。
分科会では、議案第168号のうち総務部に
関係する部門の審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

財政課長

【議案〔24〕及び提出資料により説明】

人事課長

【補正予算内容説明書により説明】

税務課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説
明】

総合防災課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説
明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。
質疑は各課一括して行います。

杉本俊比古委員（分科員）

まず1つ、自治研修所や消防学校の改修工事のこ
とで、関連して伺いたいと思います。トイレの改修

を行うという説明がありましたけれども、自治研修所は、従来は宿泊して研修を受けるという形だったと思います。今の感染症（新型コロナウイルス感染症）に対応した研修の在り方として、今までの内容と変わっているところはあるのでしょうか。

人事課長

自治研修所におきましては、随分コロナの流行の波がございますので、その動向も見つつ、対面研修を基本としておりますけれども、現状ではなかなか行いにくいといったことも含めまして、実施時期の繰下げですとか、あるいは外部講師の場合は秋田に来てもらわずにリモートで研修をする、あるいはeラーニング教材を使うといったことで対応しております。

もちろん所内においては、マスクの着用ですとか、換気の徹底、人と人との距離の確保といった基本的な感染対策を施しながら実施しているところでありますが、受講者から設備面での感染対策の徹底についていろいろな声もありましたので、今回補正予算で自動水栓化について計上させていただいております。

杉本俊比古委員（分科員）

今伺ったところでは、いろいろとオンラインなどを応用しながら、順調に研修を実施できているというところでよろしいですか。

人事課長

当初のスケジュール、あるいは手法は変えておりますけれども、研修の狙いとしている部分については——様々な工夫を凝らしながら実施しているといったところでございます。

杉本俊比古委員（分科員）

消防指導費に関しても同じような解釈でよろしいですか。

総合防災課長

基本的には同様です。消防学校ですので、どうしてもオンラインでというわけにはいかず、学生を集めて授業を行っています。その中でも、基本的な感染症対策を施しながら、感染しないよう十分注意して授業を行っているところであります。

杉本俊比古委員（分科員）

コロナ対策に十分配慮しながら頑張っておられる状況も伺っておりましたので、何とかコロナの影響が発生しないように、よろしくお祈りしたいと思います。

次に、災害見舞金のお伺いしたいのですが、この資料にあるとおり、7月11日からの大雨災害で給付件数、給付額が増えたので、これからの対応に備えて補正予算を組むというお話だったと思います。一つの考え方として、当初予算が1,120万円ですか——これは当初予算の話で

すけれども、通常は大体このぐらいの額があれば対応できてきたものなのでしょうか。

総合防災課長

見舞金支払い用として当初予算額で1,200万円程度を確保したのは平成22年度からでありまして、それ以降は基本的にはこの額の中に収まっているという状況です。ただ、例えば平成25年の仙北市田沢湖供養佛地区で土砂崩れがあった年とか、平成29年の県南で雄物川が氾濫して大規模な災害が発生した年度などは、1,120万円どころではなくもう一桁増えるような見舞金の額になっていますけれども、こうしたかなり大きな災害が発生した年以外は、基本的には1,200万円弱程度の額で一応収まっているという状況でございます。

杉本俊比古委員（分科員）

この見舞金ですが、ケースによって違うかと思うのですが、災害が発生してから見舞金が給付されるまで非常に迅速性が——できるだけスピーディーに支給することが求められると思います。そこら辺の県の配慮の仕方について教えてもらえますか。

総合防災課長

我々としても、できるだけ早く被災者の方々に見舞金をお届けすることを心がけているところでありますが、事務手続の流れとして、市町村のほうで住宅の被害状況の調査を行いまして、例えば住宅が半壊したとか、全壊したとか、床上浸水として認められるとか、そうした判断をしていただくところに少し時間が掛かります。その調査結果のリストを管轄する地域振興局に提出していただいて、それから我々のところにリストが届いて、そこからかなり急いで見舞金をお渡しするという流れになりますので、一定程度時間は掛かるのですが、できる限り迅速にやるということを心がけているところでございます。

杉本俊比古委員（分科員）

災害が起こらないことを祈るだけでも、10月は台風が大型化するといった傾向もあると聞いていますので、もし災害が発生した場合には、市町村との関係や地域振興局との関係もあると思うのですが、迅速に対応していただくようお願いを終わります。

総合防災課長

そのように心がけてまいります。

島田薫委員（分科員）

先ほどの消防学校訓練施設等改修事業についてですが、最近は自動手洗い等の部品が入手困難になってきているという話を聞いていますが、この事業は予定どおり年度内に終える見込みですか。

総合防災課長

我々もそのような状況であるということを知ってはおりますが、いろいろと業者と連絡調整をした結果、十分に部品の供給は可能で、年度内の施工完了は可能であるということをごぞいました。

島田薫委員（分科員）

価格も予定どおりということではよろしいでしょうか。

総合防災課長

正確なところは把握していない——要するに相場がどのくらいか、私自身把握はしていないのですが、例えば価格が高騰しているといった情報は今のところは承っておりません。

鈴木洋一委員（分科員）

関連で、これは誰に聞いたらいいか分からないけれども——県の施設はいっぱいあると思うのですが、消防学校に限らず、ほかの県有施設の感染症対策——自動水栓化などはどうなっているのだろう。

財政課長

コロナ対策については、昨年度、それから今年度の6月補正も含めて、まずは県民の利用が多い施設を中心に対応を進めてきたところです。今のところ、ほとんどの県有施設について対応できていると思っております。学校のほうも、一部を残して自動水栓化やトイレの洋式化も含めて、これまで対応してきたところでございます。

鈴木洋一委員（分科員）

学校も含めてですか。

財政課長

はい。

鈴木洋一委員（分科員）

教育庁関係の施設も含めてですか。

財政課長

はい。

鈴木洋一委員（分科員）

ほとんどの施設で対応できているという理解でいいのかな。

財政課長

今のところは、大概できていると思えます。

住谷達委員（分科員）

引き続き同じところの質問をさせていただきます。これは感染症防止対策として非常に重要な施策だと感じておりますけれども、一方で例えば停電になった際に、自動水栓であれば使えないという場面も想定されると思うので、手動の水栓も一部残しておかなければいけないと思っておりますけれども、そういったところを想定しながらの対応はされていますか。

人事課長

自治研修所に関して申し上げますと、全てを一斉に自動水栓に切り替えるということではございませ

ん。自動水栓に切り替えるもの、それから正に委員がおっしゃられたとおり、停電時の対応等といったことも考慮しまして、レバー式の水栓というものもございします。そういったものを組み合わせながら、今回対応することにしております。

総合防災課長

消防学校も同様でありまして、全てを自動水栓化するということではございしません。極力学生が頻繁に触るところを中心に自動水栓化を図るということではございします。

それから、一応非常用の自家発電機もございしますので、電気が滞ることがないように対応もできておりますので、そうしたことを併せながら対応していきたいと思っております。

住谷達委員（分科員）

昨今災害が激甚化している中で、いろんな場面を想定しながらこういった施設の管理に努めてもらえればと思います。県有施設に関してはいろんな場面を想定しながら対応を行っていただければと思いますけれども——危機管理監もいらっしゃいますので——いかがでしょうか。

総務部危機管理監（兼）広報監

御指摘のとおり県有施設も当然ですし、それから、災害が起きますと避難所の運営に関して、コロナウイルス対策というのが必要になるかと思えます。この点につきましては、県で避難所のガイドラインを作りまして、例えば感染の疑いが出た人を隔離といいますか——入ってもらう部屋であるとか、あと密を作らないような避難所のレイアウトなどについて市町村に通知をしております、市町村はそれに沿って今避難所の準備をしているという状況でございます。御指摘に沿って進めたいと考えております。

佐藤正一郎委員（分科員）

今の話に関連してですけれども、感染防止対策としていろんな整備をすることはいいのですが、これは全て一般財源で対応しています。先ほどから話があった学校だとか、今まで様々な施設が関連してきましたが、こういった対応はこの後も全て一般財源でやらざるを得ないのですか。

財政課長

昨年に行っているコロナ対策に対しては、国のほうでコロナ対応の各種交付金が措置されておりますが、それに足りない部分はいろいろとあります。今回も事業者支援分の地方創生臨時交付金は飲食店支援ですとか観光業の支援に充当することとしまして、ほかのこういったものは一般財源で対応させていただいております。不用額がいろいろ出てくるものの中で、決算時にはまた国庫の対象にするものもございしますけれども、基本的には交付金の額以上にコロナ対策を行っているという現状でございます。

佐藤正一郎委員（分科員）

こういうのは秋田県特有のことではなくて、全国的な国を挙げての大変な対策です。この機会に様々な施設整備をやらなければいけないところについて、もしこの後も全て一般財源を投じていかなければいけないとすると、なかなか厳しくなってくると思いますので、そういった財源についても、今お話があったように配慮していただきたいと思います。決算時の対応もよろしくをお願いします。

財政課長

コロナ対策について——それ以外の地方創生に係るものも全てなのですけれども——地方負担しておりますので、そういう面については国への働きかけをしっかりとしていきたいと考えております。

佐藤正一郎委員（分科員）

いずれ、これは県だけではなくて、市町村のいろんな公共施設についてもこの機会にそうした見直しが行われていて、コロナをきっかけに大きく生活様式が変わったりもしているのです、この後もひとつ引き続き必要な措置は取っていただきたいと思います。

ちょっと質問を変えますが、税務総合システムの改修について伺います。この資料を見ますと、システム改修の目的については、条例（秋田県県税条例）も改正され、今回国のほうから関連する申告書様式の改正内容が示されて、いわゆる形が決まったことに対応するのですね。こういうことがあった場合に、システムの改修というのは優秀な県の職員のところではできないのですか。

税務課長

このシステムは、先ほど申し上げましたとおり、NTTデータ（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）が数年前に作成したものです。今のシステムというのは各業者特有の技術といったものが全て入っていますので、職員がそれをいじるというのはほぼ不可能です。以前の昭和の時代に作られたシステムは、ある程度の技術があれば県職員でも簡単な修正等はできるようなものでしたけれども、今のシステムはいわゆるブラックボックスのようなもので、仮に県職員が何か操作をするというのは非常に危険なので、もうそこはやらない——できないシステムになっています。

佐藤正一郎委員（分科員）

最近こういうデジタル化とか何かのシステム改修というのが、いろんな分野で非常に出てきますけれども、専門的な特定の業者しか改修できないといった傾向がすごく見られる気がするのです。例えばこの場合だとNTTデータがシステム開発業者ですが、一種の特許みたいな、その業者しか対応できないということになっているのですか。全国的にそういう状況だとすれば、膨大な事業費になります。こうい

った点はどのようなのでしょうか。

税務課長

確かにおっしゃるとおり、ある業者に最初にシステムを作ってもらおうと、ずっとその業者をお願いし続けなければいけないというのが現実だと思います。ただ一方で、デジタル庁も発足しましたので、システムの標準的な仕様が公開されて、今後どの業者でも参入できるような形になるとすれば、いわゆるベンダー依存——ベンダーロックイン（特定ベンダー（メーカー）の独自技術に大きく依存したシステム等を採用した際に、他のベンダーが提供する同種のシステム等への乗り換えが困難になる現象のこと。）のような状況は改善されるのではないかと考えております。現状では、まだそこまで行っていないということでありまして。

佐藤正一郎委員（分科員）

そうすると、これは国が様式を決めて、こういうふうに変更しなさいということですよ。そういったところで予算の中身を見てみれば、6,000万円もの改修費について、全て一般財源でやらなければいけないという財源構成になっています。こういったものというのは、一種の押しつけみたいなもので、あとは自分のお金でやりなさいというのでは、なかなか地方自治体は大変だと思うのです。こうした国の法律改正とかに基づくシステム改修について、財源的に全て地方がかぶらなければいけないのですか。

税務課長

今はそのようになっております。そうしたところについて我々も疑問を抱いております。国への要望として、国の制度改正による改修費を地方が負担するというのは非常につらいので、財源的な支援も頂きたいことと、それから、先ほど申し上げたシステムの仕様を標準化してほしいということを今年度から国に要望しております。

佐藤正一郎委員（分科員）

確かに専門的なことなのでしょうが、仕様が決まっていて他の業者が直せないとなってくると、非常に独占的なものになってしまっていて、相手に言われっ放しの——費用についても実際この6,000万円の根拠は何だとなれば、結局は非常に曖昧なものだと感じます。今課長が言われたように、そうしたところについてはこの後慎重にやっていかないと——あまりにもそういうシステムの委託などが多過ぎて、どうなのだろうと率直に思った次第です。

税務課長

まず、我々としましては、先ほど申し上げたように国に対して要望しておりますけれども、それが酌んでもらえるのかどうか分かりませんので——一方では昨年辺りからこうした改修については、言わば

定額プランみたいな形で、追加の改修があっても追加費用は要求しませんという商品を提案している事業者もあります。ただ、クラウド化が必要であるといった条件もありますので、今その辺の情報を収集しまして、今後はなるべくこうした高額な費用が発生しないように研究して、あるいは国のほうで措置してもらえるように国に要望してまいりたいと考えております。

佐藤正一郎委員（分科員）

昨今の大手銀行のシステム障害ではないけれども、便利になった一方で非常に複雑になって、結果的に原因が分からない中でシステム障害が起きるといったようなケースもあります。デジタル化の流れになっていくのかもしれませんが、反面心配もありますよね。まして担当している職員の方々が持っている情報や知識を超えたシステムになってくれば、実際に運用する場合に非常に心配なところもあります。そういった点では、これだけ様々な分野でそういうシステムを作る企業などもありますから、やっぱり独占とかではないようなものにして、適切な競争をしながらもいいサービスを提供してもらえるように、そういったことだけはきちっと基本に据えて委託等もやっていただきたいと思います。

税務課長

事務を行う、あるいは発注する側としても、その辺はしっかりと心がけてまいりたいと思います。

加藤麻里委員（分科員）

関連してお伺いしたいと思います。今回の改修は、単なる様式改正なので、中身としてはそんなに大変なものではないような気がします。それからNTTデータをお願いしているところは、ひょっとしたら秋田県だけではなく、他県でもあるのかなと思ったりします。前に入札の関係でしたか、何かのシステムについて3県合同でやって、どこかの県が入札か何かをまとめてやっているようなお話を伺ったような気がしたのですが、こういったものであれば、秋田県だけでなく、例えば東北3県とか、そういう形でもできるものなのですか。もしできるとすれば、ひょっとしたら合同でやった分経費が下がるとか、そういうことがあるような気がするのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

税務課長

まず、様式改正は大した改正ではないということですが、実務上はむしろ様式改正などの細かい改正のほうに影響が大きいです。具体的には、様式が変われば入力する画面構成がみんな変わってきますし、出力帳票も変わってきます。最近では単に税務事務を補助するシステムということだけではなく、電子申告などのシステムと連携していますので、そちらともそごを来さないようにちゃんと調整して

いかなければいけないということで、いろんな方面に影響があります。様式改正というのは非常に実務的な細かい部分の改正ではありますけれども、結構ボリュームのある改正だと考えています。

あと、他県と一緒にというのは、ちょっと私は記憶はないのですが、機器の共同利用とかクラウド化、あるいはソフトウェアの共同利用をしますと、当然経費を抑えることにつながってくると思います。

財政課長

多分6月議会で出た、情報セキュリティークラウド事業の、7県で共同調達しているシステムの話が記憶にあるのだと思います。そういう共同でできるものや、あるいは全国统一した、例えば住民基本台帳のシステムのように全国で行うものとか、これから共同化というのもだんだん進んでくると思います。

加藤麻里委員（分科員）

分かりました。

各県ともこういう改正があれば必ずこういった事態が生まれるわけです。国のほうに要望を出しているということでしたので——人口の少ない県も多い県も掛かる経費は同じだと思いますので、是非これからも国に強く要望していただきたいと思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、総務部関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、総務部関係の請願はありませんので、総務部関係の陳情等に関する審査を行います。

配付しております陳情等一覧表により審査を行います。4ページをお開きください。

陳情第8号「特別定額給付金の再度実施について求める意見書を政府に提出することについて」を議題とします。

質問等ございませんか。

佐藤正一郎委員（分科員）

この特別定額給付金に関する陳情は、愛知県の安城市の方から県議会に出されているわけですが、現状なり、実績については5ページに記されていますが、この内容についてもう一度、もし詳しく分かればちょっと教えてください。ここに書かれているのは去年の実績ですよね。

総務課長

そうです。去年の給付の実績になります。

佐藤正一郎委員（分科員）

この資料を今初めて見たので、もしよろしければちょっと説明してください。

総務課長

分かりました。それでは、現況について御説明いたします。

特別定額給付金ですが、こちらについては令和2年4月に全国を対象に緊急事態宣言が実施される中で、家計への支援を行うことを目的に実施したものです。基準日である令和2年4月27日において住民基本台帳に記載されている者に対し、1人につき10万円を給付したものです。実施主体は市町村であり、給付事業費及び事務費については、国が全額補助しております。県内への給付済み金額は977億6,700万円であり、給付率は99.8%となっております。

以上です。

佐藤正一郎委員（分科員）

今回の陳情の中身を見ると、10万円ではなくて、今度は30万円にしろということですね。

総務課長

そのように陳情されています。

佐藤正一郎委員（分科員）

では、去年の実績の3倍の給付で再度お願いしたいという陳情の趣旨ですよね。

総務課長

そのように理解しております。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、総務部関係の陳情等の審査を終了します。

次に、総務部関係の所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

総務課長

【提出資料「内部統制評価報告書について」、「新行財政改革大綱（第3期）の令和2年度実績及び評価について」及び共通資料「第三セクターの令和3年度経営評価について」により説明】

財政課長

【提出資料「令和2年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について」により説明】

総合防災課長

【共通資料「令和3年度政策等の評価の実施状況について」及び「～大変革の時代～新秋田元気創造プラン」の骨子案について」により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

時間の区切りがよろしいので、ここで一旦昼食のため休憩をとりたいと思います。

再開は、午後1時30分とします。

午前11時56分 休憩

午後 1時27分 再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

午前中に御説明いただいた所管事項に関する質疑を行います。

質疑は、各課室一括して行います。

杉本俊比古委員（分科員）

新行財政改革大綱のことでお伺いします。個票の部分で申し訳ないのですけども、指定管理者のところを見ると、相当コロナの影響を受けているというのが数字的にも感じられます。令和元年から令和2年への落ち込み——提出資料の22ページですけども——こういう内容を見ると、利用者からの利用料金収入みたいなものも、指定管理をする上で全体的に運用されているとは思っていますが、利用の落ち込みで、何か指定管理者との在り方というか、そこら辺の県との関係で今見直さなければいけないとか、そういったお考えがあったら教えてもらえますか。

総務課長

コロナの影響によって指定管理の在り方を、今具体的に検討している状況にはありませんが、指定管理をしている施設で昨年度も少なからずコロナの影響はありました。そういったコロナの影響をどの程度受けているかというところは、今年度もこちらのほうでも聞き取りをしたり、把握してまいりたいと思っております。

杉本俊比古委員（分科員）

この表の見方について、もし私が間違っていたら教えてもらいたいのですけども——前年度における行財政改革推進委員会の意見で「第三者評価制度の導入を進めてほしい」と書かれていて、その意見に対して、「これから指定管理の枠にとらわれないで進めていきます——検討していきます」と書かれていると私には見えるのんですけども、この部分が今年度もまた同じ書きぶりになっています。第三者機関から見れば、例えばこういうコロナの影響についていろいろと見方が変わる部分——ポジティブに見るのか、ネガティブに見るのかは分からないのんですけども——指定管理を受ける側としてこういう対応をすべきなのではないかとか、県からももう少し支援してもらわなければいけないのではないかと、

そういうようなことについて第三者からの意見や助言を頂けるのではないかと思うのですけれども、この第三者評価制度のこれからの進め方をちょっと教えてもらえませんか。

総務課長

そもそも指定管理者制度導入施設の評価については、利用者からの満足度調査等がありますけれども、それも含め飽くまでも自己評価のみで行っているところなので、指定管理者のサービスがどうだったかについては、もうちょっと外部の方の意見を入れたほうがいいのではないかというのが行財政改革推進委員会の委員の方の意見でした。それについては、指定管理者の施設の数も多いので、どうやら外部の方による評価制度ができるのかを今検討しているところです。

資料に「枠組みにとらわれず」と記載しているのは、指定管理だけではなくて、先ほど説明した第三セクターの施設についても、今は自己評価と所管課評価、それからあり方検討会（第三セクターのあり方に関する検討委員会）というような、言わば内部の評価のみになっているので、そちらについても第三者の視点を入れた評価にできないか検討しているので、指定管理についてもそういった枠組みの中でできないかも含めて書かせていただいたところがあります。委員がおっしゃるとおり、第三者的な外部評価の中で、指定管理の在り方についての助言などもいただけることもあると思います。

杉本俊比古委員（分科員）

こういう外部評価といった視点は非常に大事なところだと思うので、これから少し前向きに検討していただければありがたいと思います。

ちょっと質問を変えまして、内部統制の評価報告書について伺います。非常に残念な事例が発生したということで、今後の取組方針について伺いますけれども、この事案について、例えばこの後再発防止をリードしていく立場というのは、やはり総務部—総務課になるのですか。

総務課長

全体的な仕組みづくりとか、そういった全体的なことは総務課で主導してやってまいります。ただ、入札というところかというと、建設部など関連する部局の関わりも非常に大事になってきますので、直接入札を担当する部局と十分に連携しながら、総務課が主導してまいります。

杉本俊比古委員（分科員）

事業部局だとか、振興局をはじめ地方機関だとか、そういうところにコンプライアンスの徹底を呼びかけなければいけない。相当、幅広くなると思うのですけれども——はっきり言うと、残念ながらコンプライアンスというのは、何か事案が発生したときに

大いに呼びかけがなされて、ということが繰り返されているように思うので、「今後はこのようにしっかりと徹底していく」といった辺りの考え方を教えてください。

総務課長

先ほど委員がおっしゃったように、一度何か事案が起きると、その都度コンプライアンス研修をしたり、通知を出したりということになるので、慣れにならないように、定期的なそういった仕組みは必要だと思います。

それと、そういった事案を起こさない環境づくりというか、チェック体制も必要だと思いますので、職員の意識とそれを起こさないための環境づくりという両面からしっかりとやっていきたいと思い、総務課としても環境づくりやチェック体制について新たに盛り込むこととしております。

杉本俊比古委員（分科員）

我が自民党会派の議員が話していたのを頭に浮かべながら伺うのですけれども——資料に、今後の取組方針として、入室制限と、執務環境のオープン化と書かれているのですけれども、非常にこころのバランスが難しいと思います。県にいろいろ相談をしたいとか、助言をもらいたいとか、そういうことを期待しておいでになるお客さんも多いです。でも、残念ながらこういう事例があって、入室禁止だとか、立入制限だとか、そういった残念な形になって、県民や事業者とあまり距離を置くような関係になるのもうまくないと思うのです。そこら辺、この取組方針の辺りを微妙にかじ取りするようなしっかりした考え方を整理して、いろいろな通知や研修に反映させてもらいたいと思うのですけれども、どうですか。

総務課長

事業者や県民の方と距離ができるような対応にならないように、こちらも十分に事業課と連携してまいります。あとはそういった場合でも1対1で対応しないことも重要だと思いますので、そういったところも併せて徹底していきたいと思いません。

杉本俊比古委員（分科員）

以前もそうしたことがルール化されたと記憶しています。何とかその繰り返しにならないように、ちゃんと継続した取組にしていきたいと思います。期待して、質問を終わります。

佐藤正一郎委員（分科員）

新行財政改革大綱の第3期の評価についてですけれども、外部の皆さんの評価と自己評価が著しく違うところが見受けられます。例えば5ページのところですけれども、自己評価だとAが3つで、Bが1つなのに、外部の皆さんの評価はBと表示されてい

ます。いわゆる自己評価で、飽くまでも内部で評価したときにはAと評価が高かったけれども、外部の方々にはこれは全体的にBだと評価された、という例です。次に、今度は11ページを見ると——今2つの例を挙げているのですけれども——自己評価はBが4つ、Aが1つなのに、外部の評価はAとなっています。こういったところの違いといいますか、内部では高い評価を——おおむね順調だと評価していても、委員の方々は改善の余地ありという評価をされるし、あるいは自己評価で改善の余地ありが4項目なのに、委員の皆さんがおおむね順調、Aと評価しています。どういうわけでこうした違いが出てくるのですか。

総務課長

外部評価というのは総合評価になりますので、例えば5ページですと、個別の取組項目に対する自己評価がAが3つでBが1つで、それで総合してこの項目に対する評価はどうでしたかということになります。一応評価基準としては、個別評価で1つでもBがあると、全体評価はBになります。その基準に照らし合わせると、5ページの場合は、自己評価でBが1つあるので、総合評価はBになります。ただそうはいっても、外部委員（秋田県行財政改革推進委員のこと。）の方たちもいろんな意見をお持ちであります。11ページの、Aは1つで、Bがたくさんあるのに、総合評価がAとなっているのは、評価基準でいうと本当はB評価になるケースなのですが、外部委員の方たちがいろんな状況を勘案して、「非常に頑張っている、これはA評価でいいのではないか。」というような判断があったようです。

佐藤正一郎委員（分科員）

そういった点で、私も5ページのケースは、1つでもBがあれば全体的にB評価だというのは分かるけれども、逆に11ページの場合はBが4つもあって、Aが1つしかなかったのに、外部の皆さんはこれをA評価とするところが矛盾するのではないかと思ったのです。ほかのページを見れば、やっぱりBが多いとB、あるいはAが多いとAとなっているのに、こういうちょっと極端な事例があったので、こういったところをどう捉えるかを伺いたいです。

総務課長

私の説明が足りなくてすみません。

例えばこちらの広報の関係なのですけれども、設定した指標について令和2年度の実績が目標値に達しなかったことから自己評価はB評価になっているのですけれども、委員の方々は、新型コロナウイルス感染症に関する情報発信を非常によく頑張っていると捉えたことと、それからあきたびじょんFacebookページ（観光文化スポーツ部が運営する

SNSのこと。）のいいね（ソーシャル・ネットワーキング・サービス等で用いられる、特定のコンテンツに対する、好き、楽しい、支持するといった肯定的な意味合いの意思表示のこと。）の数が自治体の中でも非常に高評価を得ているというようなことを評価して、広報を頑張っているということで、総合評価をAにしたという意見を伺っています。

佐藤正一郎委員（分科員）

皆さんは、まだまだ改善の余地があると判断しているけれども、外部の皆さんが立派にやっているというふうに評価してくれたとすれば、これは、ある意味でうれしいことです。そういった点では、様々な施策について、外部の意見も聞きながらそれを評価していくという、これはこれでいいと思うのです。実際は、これが次にどう生かされているのか——こういう形で評価の低かったものについて評価を良くしていくために改善していかなければならないのはありませんか。とかくこういうものは、調書を作って終わりになりがちですが、問題はこの調書で指摘されたこととか、改善点を次の施策にどう生かすかだと思うのです。それについては、内部ではどういう流れで、次の仕事に生かされているのですか。

総務課長

評価委員会（秋田県行財政改革推進委員会のこと）で意見をいろいろと頂いておりますので、それはもちろん所管課のほうにそのままお返ししております。それから、評価委員会から意見を頂いたものについては、「前年度こういった意見がありました。」ということで調書にも記載して、それについてどうだったか——どういった取組をしたのかを調書にきちんと書き込むようにしているので、頂いた意見をどう反映したかがちゃんと分かるような形でシステムを回しております。

佐藤正一郎委員（分科員）

一番大事なことは、そこだ思うのです。行財政の仕事について、客観的な面も入れて評価を受けて、改善するところはどこかということに次を生かしていかないと、結局、評価調書を作って終わりみたいになってしまいます。これは飽くまでも一つのプロセスであって、これを次の仕事に生かしていく必要があると思いますので、是非ともそういう形で、次につないでいく作業もしていただきたいと思います。特に、これから新年度の予算編成とか、事業の検討が始まる時期ですので、そういった意味では前年のこういう結果を生かしてもらいたいと思います。

同じように、内部統制の評価について——国が示している指針によれば、1つでも評価の低いものがあれば大変厳しい内容になってしまうのですけれども、内部統制で評価されたことを次に生かすということがないと、毎年ただ同じことの繰り返しでは良

くないと思います。内部統制はまだ2年目の取組ですけれども、是非とも日頃の仕事に生かすように——県庁全体の仕事ですから、これはむしろ課長よりも部長に伺って——こういった評価をどう仕事に生かしていくかについては、どういう指示をされたり、方策を取っておられるのですか。

総務部長

この内部統制の評価報告書につきましては、きちんと県庁内で情報共有して、再発防止に努めていきたいと思います。こういった事務ミス等をどうやったら防げるか、原因分析を各部局どのように行っているかについて内部の打合せもやりました。その中で具体的にいろいろと引継ぎの問題ですとか、情報共有の問題などが出てきております。各部局とも自分たちのミスに対して、次にどうしたらいいのか、自主的に考えていただいております。こういう取組を絶えず続けていくことで、同じようなミスをしないというような形で組織づくりに取り組んでいきたいと思います。

鈴木洋一委員（分科員）

新行財政改革大綱の実績評価に関連して伺います。ちょっと細かい話なのだけれども、1ページの評価結果ですが、令和元年度は22項目中、Aが15でBが7なのに対し、去年は同じ項目数でAが14でBが8です。指摘された改善事項をちゃんと改善していけば、本来であればAの数が増えなければならないと思うのですが、Aの数が減ってBが増えているということは、これはどういうふうに解釈したらいいのか。改善できなかった、あるいは、Aであったものの評価が下がってしまったということなのか。改善すべきとされた指摘がきちんと生かされているのであれば、Aの数は逆に増えなければならないと思うのが普通の考え方だと思うのだけれども、その辺はどうなのですか。これはちょっと意地悪な見方なのかな。

総務課長

単純に言うと、Aの数が1つ減っていた点については——全部コロナのせいではないのですけれども——多少コロナの影響もあったとは思いますが。

AからBに下がった項目もあれば、逆にBからAに上がった項目もございます。ずっとBの項目もございまして、なかなかそこは改善できていないというところは、やはり反省しなければいけないところだと思いますし、それがうまく次の状況、改善に結びついていないところがあることも事実かと思えます。

鈴木洋一委員（分科員）

それだと、今佐藤委員が言ったように、ただ評価しただけでその結果が生かされていないということにもなりかねません。評価を次の年度の改善項目と

してきちんと生かして行って、きっちり成果が出るような評価でなければ駄目なのではないかと思うのだけれども、そこはどうなのだろう。少し厳しいかな。

総務課長

なかなか評価は難しいとは思っております。B評価になった理由を聞いて、委員の方からは「そもそも目標設定が誤っていたのではないか。」といった意見も頂いているので、この取組には適正な目標というのも非常に重要だと考えております。例えば「総合評価落札方式の推進」の取組項目はずっとBが続いておりまして、「その点についてもうちょっと説明が欲しい。」と委員の方から言われまして、状況を確認したところ、昨年度大雨で災害工事が増えたが、総合評価落札方式は非常に時間が掛かるので、緊急的な工事については適用できないということでした。それに対して、「そういった緊急を要する工事は対象から外して、きちんと数値を出したほうがいいのではないか。」という意見を頂いたり、広報についても「そもそもこの目標設定が適当なのか。」といった疑問点も出されました。そういった正しい適切な目標設定があって、初めてPDCAが回っていくと感じております。

鈴木洋一委員（分科員）

いずれA評価であったものがBに下がることのないように、きっちり取り組んでいかなければならないと思います。そこは全庁的な問題なので、総務部のほうから全課に注意喚起というか、きっちり伝えたほうがいいと思いますので、お願いします。

総務課長

特にB評価が続いているところについては、こちらのほうからも改善の余地が見られないということで、個別に対応してまいりたいと思います。

加藤麻里委員（分科員）

新行財政改革大綱の第3期の46ページのところですけれども、男性職員の育児休業取得率が令和元年の5.3%から令和2年度には25.4%と非常に伸びており、今までにないくらい効果があったということだと思いますが、どのような対策を講じてこのように劇的に変わったのか教えてください。それから男性職員の育児休業そのものは、秋田県庁の中では——例えば女性の育児休業の場合はわかりますが、男性の場合はどこら辺までを育児休業を取得したとカウントされているのですか。

人事課長

まず初めに、男性の育児休業の取得に向けた取組でありますけれども、昨年度におきましては——それ以前からですけれども——男性についても育児休業を取得するようにいろいろな場面で働きかけを行った結果、徐々に浸透しつつあるのだろうと思って

います。昨年度については、主にそういった理由か
と思います。従来は、子供が生まれた職員に対して
働きかけを行っていたのですけれども、今年度から
は、子供が生まれる予定の職員の情報を早めにつか
んで、上司と本人に働きかけをするといったような
取組をしています。また、育児休業を取得しない理
由の一つとして、やっぱり経済的不安——減収にな
ることを懸念する声もありましたので、各職員がそ
れぞれの収入をシミュレーション——試算できるよ
うなシートを作りまして、そういったものを活用す
るといことで、今年度も昨年度に引き続き順調に
増えてきているといった状況でございます。

それから、育児休業につきましては、出産育児に
関する休暇や休業制度はたくさんあるのですけれど
も、法律や条例に基づいて育児休業という制度を活
用した職員を育児休業取得率の分子としてカウント
しております。

加藤麻里委員（分科員）

つまり取得率というのは、例えば1日でも2日
でも育児休業として取得すればカウントされるとい
うことなのですか。

人事課長

委員の御認識のとおりでありますけれども、育児
休業を取得するということになりますと、それが1
日であろうと、2日であろうと無給となり、ほかの
有給の休暇制度とは違う取扱いになりますので、そ
れを選んだということになりますと、カウントはさ
れるといったことになります。

今年度につきましては、できれば1か月以上、短
くても1週間程度取得してほしいといった呼びかけ
は行っております。

加藤麻里委員（分科員）

分かりました。段階を踏んで、少しでも取りやす
く、かつ長いスパンで育児休業を取れるような方向
で進めているということだと思います。確かに経済
的な面で心配している方はいらっしゃると思いますが
、是非この後も、取りたい人が取れるような環境
を周りから作っていただくように、是非とも頑張
っていただきたいと思います。

人事課長

そのように取り組んでまいりたいと考えておりま
す。今年度の呼びかけに対しましても、職員の反応
として、「取りたいけれども、本当に取って良かった
のかどうか分からなかった。」といった話もありま
すので、そういう意味ではまだまだ男性職員が育
児休業を取るのが当たり前といったところまでは行
っていないと思います。まずはそういった認識を高
めながら取得率を上げるということと、それから女
性に比べて育児休業の取得期間がまだまだ短い
ので、取得期間の長期化といったことも併せて取り

組んでまいりたいと考えております。

住谷達委員（分科員）

新行財政改革大綱の18ページの5—（2）につ
いてちょっと聞きたいのですけれども、これを見
ると、テレワークとモバイルワークを使い分けてい
るような言い方に見えます。拠点があってそこで使
うのをテレワークといて、単に出張で使うのをモ
バイルワークといているのか、そこら辺の認識をち
よっと教えてもらいたいののですけれども、どう
いう認識で使い分けているのですか。

人事課長

テレワークに関しましては、一般的には在宅勤務
が想起されるのですけれども、自宅に限らず職場
の外で使う部分についてはモバイルワーク、それ
からある拠点を設けて、そこで作業できるように
といったサテライトオフィス、これらを総称して
テレワークといていると考えておりますが、評価
調書では主に自宅用——在宅勤務といったこと
でのテレワーク、外部で使えるといった意味での
モバイルワークと、そういった使い分けをしていま
す。

住谷達委員（分科員）

昨年度のテレワークの実績を見ると、県外事務
所への長期貸与が17台となっています。貸出実
績も延べ17台となっていますが、そうならば
県外事務所ではほぼほぼ使ったということですよ
ね。

人事課長

昨年度は、特に首都圏を中心として厳しい緊急
事態宣言等（新型インフルエンザ等対策特別措
置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣
言のこと。）がございましたので、東京事務所
などを中心とした県外事務所にパソコンを貸与
して、在宅で勤務してもらいました。昨年度から
引き続きになりますけれども、一つはパソコン
を貸与する方式と、もう一つは自宅のパソコン
にアプリケーションソフトを入れて庁内システム
を利用する形の実証実験もあり、これも徐々に
拡大しながら取り組んでいるところであります。
そういったパソコンの貸与方式とか、ソフトウ
ェアの利用などの実証を通じて必要な設備や
テレワークの運用、サービス関係、こういった
ところの課題の検証、それからこういった業務
がテレワークに向いているのかを見極めたい
と思っております。

住谷達委員（分科員）

東京とか県外の事務所であれば結構感染者
が多いので、在宅でテレワークというのは分
かるのですけれども、本庁では結局、こうい
ったパソコンを使用したテレワークの実績は
ないということなのかな。

人事課長

県庁のほうでも、コロナ対策ということで、
時に在宅勤務といった形を取っております。も
ともと母

数として貸出パソコンは20台しかございませんけれども、融通できる場合はパソコンを貸与するような形で、本庁においても在宅勤務の対応を実施しているところがございます。

住谷達委員（分科員）

モバイルワーク用のタブレット貸出台数を見ると、令和元年度が208台で令和2年度が43台です。少なくなったのは出張が少なくなった影響かと思うのですが、ただ働き方という部分と、コロナの感染症の拡大——今は大分収束してきましたが——そういったところの状況を考えると、テレワークというのはやっぱりもう少し取組としてやってほしいというところがあります。今そういった実証もやられているというお話もありましたけれども、庁内のシステムに入るにしてもセキュリティーの問題とか多分いろいろあると思うので、そこら辺はしっかりとやっていただきつつ、テレワークとかそういったところをもう少しやっていただければと思います。そこら辺、今後どういうふうを考えていらっしゃるか教えてください。

人事課長

委員のおっしゃるとおり、1つは感染症対応という部分がございますし、また大雪等を含めた自然災害時のBCP（Business Continuity Planの略。業務継続計画。）といった対応においてもテレワークは非常に有効な手法だと考えております。順次実証範囲を拡大しながら、全庁的にテレワークの実証を行うことで様々な課題を見極め、テレワークの拡大を図っていきたいと考えております。

委員長（会長）

ほかにご覧いませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、総務部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

ここで、説明者交代のため休憩します。

再開は、午後2時15分とします。

午後2時00分 休憩

午後2時12分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐々木 雄 太
副委員長（副会長）	住 谷 達
委員（分科員）	原 幸 子
委員（分科員）	杉 本 俊比古
委員（分科員）	島 田 薫
委員（分科員）	佐 藤 正一郎

委員（分科員）	加 藤 麻 里
委員（分科員）	鈴 木 洋 一

説明者

企画振興部長	鶴 田 嘉 裕
企画振興部次長	高 橋 一 也
企画振興部デジタル化統括監	
	坂 本 雅 和
総合政策課長	橋 本 秀 樹
市町村課長	藤 原 亨
デジタル政策推進課長	
	小 熊 新 也
調査統計課長	田 中 等
国際課長	小 松 弘 樹

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

企画振興部関係の議案はありませんので、企画振興部関係の請願に関する審査を行います。

配付しております請願一覧表の1ページをお開きください。新規の請願であります請願第45号「沖縄県名護市辺野古新基地建設工事の中止を求める意見書の提出について」を議題とします。

執行部の現況説明を求めます。

国際課長

【請願一覧表により説明】

委員長（会長）

以上で、説明は終了しました。

請願第45号について、質問等ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、企画振興部関係の請願に関する審査を終了します。

次に、企画振興部関係の陳情等に関する審査を行います。

配付しております陳情等一覧表により審査を行います。1ページをお開きください。陳情第7号「人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請することについて」を議題とします。

質問等ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、企画振興部関係の陳情等の審査を終了します。

次に、議員提出の意見書案について申し上げます。

【書記、意見書案を配付】

委員長（会長）

石川ひとみ議員、加藤麻里議員提出の意見書案「沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を沖縄県名護市辺野古における新基地建設工事に使用しないよう求め

る意見書」の検討を、議会運営委員会から依頼されております。各委員におかれましては、10月6日、水曜日の討論・採決を行う委員会時までには、配付しております本意見書案の検討をお願いします。

次に、企画振興部関係の所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

総合政策課長

【共通資料「令和3年度政策等の評価の実施状況について」及び「～大変革の時代～新秋田元気創造プラン」の骨子案について】により説明】

国際課長

【共通資料「第三セクターの令和3年度経営評価について」により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項に関する質疑を行います。質疑は各課室一括して行います。

杉本俊比古委員（分科員）

ちょっと教えていただきたいのですが、賃金水準の向上というのは、今非常に大きな政策テーマになるだろうと思うのです。新秋田元気創造プランの選択・集中プロジェクトの中で、先ほど、都道府県の賃金水準と社会動態に相関関係があると説明がありましたけれども、プロット図を見ても東京都と秋田県しか分からないので、もう少し分かりやすく説明していただけませんか。

総合政策課長

共通資料の2ページの左上のグラフになると思いますが、参考までに少しほかの県を申し上げますと、秋田県の白丸の左下にあるのが青森県、右下にあるのが長崎県となっております。それから、この楕円形から唯一左上に外れているのが沖縄県でございます。東京都から少し左下に離れて3つ点がありますけれども、一番東京都に近いところが神奈川県、その少し左が愛知県、そのちょっと右下が大阪府という感じになっております。これは、賃金水準として2019年6月の所定内給与と賞与などを含めた計算で作成した表です。

杉本俊比古委員（分科員）

今内容を聞いて、非常に都市圏と地方圏とのバランスという、そういう意味で読み取れるというふうに理解できました。もしかすれば説明の中にあっただのかもしれないかもしれませんが、もう一回伺います。秋田県としてどういうふうに持っていきたいのかを新プランの中に盛り込むことになると思うのですが、今何を目指そうとしているか、どういう状況を参考にしながら目標にしていこうとしているのかを教えてくださいませんか。

総合政策課長

この資料のすぐ下のほう、賃金水準の向上の欄の真ん中ほどにある、3の秋田県の県民経済計算の表の右側に書いてあるように、本県の労働生産性や県内就業率は東京圏——東京圏というのは東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のことですけれども——と比べて低いので、1人当たりの賃金の原資となる県民所得の水準も低いです。よって、この2つの要素を少しでも東京圏に近づけることが、ひいては1人当たりの賃金水準の向上につながるというふうに考えまして——その下に書いてございますけれども——「1人当たりの県民所得の向上につながる取組」ということで、現時点では労働生産性の向上につきましては生産性の拡大やコストの縮減——売り上げを増やしてコストを減らすという原則をより一層強くしていきたいと考えております。もう一つの県内就職率の向上につきましては、人口は減っていくのですけれども、働く人を少しでも増やしていこうという考えで潜在的労働者の就業、あるいは離職者などの職種転換への支援などを行っていききたいと考えております。そういうことで少しでもトータルとして一人一人の賃金水準の向上につなげていきたいですし、それが最終的に人口減少の社会対策の克服というものにつながるかと考えております。

杉本俊比古委員（分科員）

目標が非常に分かりやすく、理解できました。

ただ、秋田に人を呼び込む上では、必ずしも賃金だけではなくて、知事の掲げる高質な田舎というか、秋田ならではの暮らしやすさみたいな要素もあろうかと思えます。そういう辺りはまた別のところに盛り込まれていると思うのですが、そういったことを私らも一緒に勉強して、知恵を絞っていききたいと思えますので、よろしくお願いします。頑張ってください。

住谷達委員（分科員）

ちょっと杉本委員の質問に関連するところもあるのですが、9月に入ってから令和3年度の県民意識調査報告書が配られたのですが、その15ページにある「重要課題として県に力をいれてほしいこと」のトップに来ているのが「若者に魅力的な働く場の確保」で、これが本当に一番大事だと思います。賃金もすごく大事なのですが、これが社会減の抑制や結婚、子育て、出産といったところにつながってくると思いますし、そこら辺の課題をどう対処していくかが一番課題だと思うのです。そこら辺は別の部署にもまたがることだと思うのですが、企画振興部総合政策課としてはどういうふうに捉えていらっしゃるのか教えてください。

総合政策課長

委員がおっしゃるとおり、県民意識調査では県政の重要課題として力を入れてほしいことという設問に対して、若者に魅力的な働く場の確保という回答がこしばらく上位にきています。個別の自由意見欄の記載内容などを見ても、「魅力的な」という部分にはいろんな解釈が——例えば自分にフィットした企業だったり、自分のやりたいことが実現できる会社だったり、いろんな要素があると思うのですけれども、その中でもやはり「秋田は給料が高くない。」という声もあります。そういうことも踏まえて、まずは一番大事だと思われるところに視点を当て、それに正面から向き合って対策していくことを一番に掲げております。

そのほかにも、企業の魅力や働く場の確保、また就職だけではなくて、若い人たちが新たに業を起す起業の条件など、様々な要素があると思います。そういうことを考えていたりもしているわけですが、トータルとして若い人に魅力的な働く場の確保というのを第一に考えて進めたいと思っております。

住谷達委員（分科員）

今課長がおっしゃったこともそうなのですけれども、県民意識調査で「不十分」とか「やや不十分」と回答している項目を見ると、働く上での条件——賃金とか、お金の部分が結構出ていると思います。賃金を上げようとしても——今幾らか上がったわけですが——企業にしてみれば、10円、20円上げるのも結構大変だ、きついという話も聞いています。東京と同じくらいの賃金にしていくというのも大事だと思うのですけれども——今課長もちらっとおっしゃったと思うのですけれども、やっぱり県内の企業の魅力をもっと小さいときから知るような取組がもうちょっと必要だと思うのです。今コロナで非常に大変な状況が続いているわけですが、一つ良かったと言ったら語弊があるかもしれないけれども——いい点としてみれば、やっぱり県内回帰が進んでいる——移動が制限されている中で、県内のいろんな魅力を知ることができたことは非常に大きいと思うのです。これが、コロナが収束して、いろんな移動制限などがなくなったときに、再び、就職して東京のほうに行ってしまうみたいなことにならないような取組というのがもっと必要だと思うのです。

なので、県内の企業の魅力を官民一緒になって、もう少し強くアピールする必要があると思うのですけれども、それについてはどういう——課が違うかもしれませんが——総合政策課としてどういうふうに捉えているか教えていただけますか。

総合政策課長

県内の企業の魅力を若い方々に伝えるというのは、

とても大切なことだと考えております。今でも高校生などに職場訪問の機会ですとか、会社とのお付き合いといいますか、そういう取組をしておりますが、これを中学生からの取組としたり、あるいは今、秋田県総合政策審議会のいろいろな部会で意見交換している中で「小学生辺りから地元のいろんな企業の取組などを知ってもらう機会があってもいいのではないか。」などという意見も出されているようです。これからますます労働力不足も懸念される状態になっていくと思いますので、小さい頃から身近にある建物や会社、工場などを知る機会についていろんな形で検討して、そうした取組にもっと力を入れていく必要があると考えております。

住谷達委員（分科員）

企業についてもそうですけれども、県内には魅力的な、秋田にしかない文化やいろんなお祭りもあります。そういったところを今だからこそもう少し知ってもらい、それをどんどん積み重ねていくことが重要だと思います。それは、小さい頃もそうなのだけれども、我々世代やもっと上の世代もしっかりと、もう少し何か秋田をより知るような取組が求められている感じがしますので、そういったところをもう少し重点的にやっていただければと思いますが、どうでしょうか。

総合政策課長

各部と連携を取り合って、どのような施策を進めていけばいいかをこの新プランに——12月議会では草案をごらんいただくと思っているのですけれども——具体的に書き込んだり、それまでに我々のほうでもいろいろと検討しながら、この視点を忘れずに進めていきたいと考えております。

佐藤正一郎委員（分科員）

関連して伺います。まず最初に、資料の2ページにある、今行われている3期プランの評価をみますと、一番大きな課題であった「秋田の未来につながるふるさと定着回帰戦略」あるいは「社会の変革へ果敢に挑む産業振興戦略」のこの4年間の評価が結果的に非常に低い。この現実をどう受け止めているかについては——こういった部分の評価なり、中身をどう点検するかという作業は、企画振興部ではないのかな。それはどこになりますか。

次の計画を立てる前に、今年は、今まで4年間やってきたことの集大成の年ですけれども、結果的にはDという厳しい評価がされています。これは、結果的に戦略として成果を生まなかったというふうに見えていいのですか。

総合政策課長

委員がおっしゃるとおり、令和2年度の人・もの交流拡大戦略とふるさと定着回帰戦略の政策評価はDとなりました。政策の総合評価をするに当たって

は、その下に位置づけられている28ある施策の総合評価を参考にして、トータルで点数を付けていきます。その下には、更に300以上の個別事業が関連づけられておりまして、その一つ一つを点検して、目標値に対しての達成状況などをそれぞれ確認してトータルで見えており、単に点数を付けて終わりというわけではありません。そういう中でも、一応最終的に6つの戦略をA、B、C、D、Eの評価に収めていくわけなのですが、今年につきましてはどの項目も昨年度に比べて下がっている状況で、やはり様々なところで新型コロナウイルスの影響といったものが確実に関係していると考えております。戦略4の人・もの交流拡大戦略では、総合的な誘客力ですとか——インバウンドもほとんどなくなっておりますし、そういうものが影響して、トータルで昨年度は3.00だったのが今回は1.83に下がっているという評価になっております。また、戦略1のふるさと定着回帰戦略も、このコロナ禍でなかなか結婚や出生に結びつかないような状況が少しあったのではないかとということで、昨年度に比べ評価が下がっております。

4年間の成果としましては、今年度も含めた全体的な評価になると思うのですがけれども、たとえコロナがあったからといってもそれを言い訳にせず、1年1年きちんと数字で評価を出して、皆様からの御意見を頂くという形にしているところでございます。

佐藤正一郎委員（分科員）

この評価の中身について、2ページ、3ページを見ますと、例えば「女性や若者の活躍推進とワーク・ライフ・バランスの実現」について、現実的にそういう社会の動きになっていますから、Aの評価が出ています。それから、3ページの「農林水産物の高付加価値化と国内外への展開強化」もAです。メガ団地だとか、サキホコレ（令和4年度から本格栽培される秋田米の新品種のこと。）の開発だとか、きちっと成果の出ているものは、やっぱりAに評価されているのです。「県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備」は、高速道路もだんだんつながってきていることからA評価です。いろんな整備がされていることについては、率直に評価しているのです。こういう点を見ていくと、評価されない——どうしても評価が低いものは、それなりの理由とか無理があって、目標値は掲げたけれど、そこに到達するためのプロセスみたいなものがなかなか浸透しなかったり、具体化しなかったりしているケースがあるのではないかと思います。

これは今までの仕事で、今年度は来年度からの新しいプランを作るのですが、この前の6月議会でたき台のような、方向性が示されました。そのとき

に、初めて賃金水準の向上がぼんと示されて、秋田県はいろんな意味で所得が低いからそこを上げていかなければいけない、どうしても格差を是正していかなければいけないという具体的な話だったと思うので、大変皆さん興味を持ったのです。けれども、例えばさっきの2ページにあるグラフを見ても、東京の賃金も常に上がっていくわけですよ。秋田も努力するでしょうが、東京圏と秋田県の差というのは——秋田だけが努力して水準を上げたとして、ほかの都道府県はそのままの水準でいくのですか。例えば今年度の最低賃金の引き上げ幅は全国平均で28円でした。秋田は、全国平均に2円プラスして、30円引き上げました。でも、この1年でようやく2円上がって、このペースで頑張ったとしても、100円上げるのにまた50年も掛かってしまう。そうすると、賃金水準を上げていくというのは——言葉はいいですよ、何となく。でも、具体的にどうやって、どのレベルまでいこうとするのかが見えてこない、計画の言葉だけが先行してしまいます。具体的に所得を向上させるものでないと、県民は見えないような気がするのです。ここら辺はどうですか。

総合政策課長

おっしゃるとおり、ほかの都道府県も決して何もしていないわけではなく、それぞれが大変な努力の元に自分たちの地域を良くしようと頑張っていますので、確かに秋田県だけが頑張っただけで一方的に追いつくものではないと考えております。それぞれが創意工夫しながら進めていくことだと思うのですがけれども、一方で国は、地方創生の一環として東京一極集中の是正などに取り組んでいます。秋田県だけ突出して賃金水準の向上が図られるわけではないと思うのですが、だからといって手をこまねいているわけにもいきませんので、相対的な動きはあると思いますが、まずは秋田県なりの努力を正面から頑張ってみようというところが1つでございます。

佐藤正一郎委員（分科員）

県内ではいろんな方々が働いていますが、本社が東京で、関連企業のある秋田で働いている方々の——極端に言えば例えばマスコミなどもそうですが——賃金レベルは、本社と同じ給与体系でやっていますから、東京と秋田でそれほど差がないのです。では、秋田で賃金水準が低いところはどこかとなると、どうしても低所得な分野があるではないですか。まずは、そういったところをいかに引き上げていくかが必要だと思うのです。例えば公務員の皆さんの給与にしましても、県内の経済動向等を考慮して人事委員会などの評価で毎年決められていて、知事が上げたいと思っても、お手盛りするわけいかない仕組みになっています。今回、最低賃金が30円上がりましたけれども、そこに更に上乗せでもしないと、

なかなか格差は縮まらないのではないかという気がします。

ですから、どういう分野の所得が伸びていないのか、どういう産業が低賃金なのか、分野ごとに見ていって、もっと分野を絞ってもいいのではないかと思うのです。生産額の拡大やM&Aなど、どういう方法を取ったら低賃金な産業分野の賃金水準を底上げできるか、そういったところまで突っ込んでいいのではないかと思います。賃金水準の向上という一つのタイトルがあって、そこにたどり着くプロセスとしては、いろんな手法をもっともっと考える必要があるのではないかと思うのですけれども、こちら辺はどうなのでしょう。

総合政策課長

産業別に見た場合、一般的な統計などを見ますと、やはり金融業などの賃金が高いのですが、この業種は広がりがあるわけでもなく、地元のパイも限られています。情報通信業などは、今、学生にすごく人気があるようですし、統計でも賃金水準が高いと出ているところです。こういうふうに産業別、業種別に考えていくことも、一つの戦略としては有効だと考えております。

また、なかなか難しいことではあるのですけれども、東京の会社で働くという形態を維持しながら、秋田に住んでリモートワークをするという考え方も出てきています。少しずつですが、これからは、東京の会社の給料をもらいながら秋田に住むという形態が出てくる可能性も大いにあると考えられております。そういう新しい人の流れなどにも注目しながら、様々な施策を考えていきたいと思っております。

佐藤正一郎委員（分科員）

ですから私は、賃金水準というより、県民所得を上げていくという視点のほうがいいのではないかと思います。

前に新プランのたたき台——方向性が出たときは、「賃金水準の向上」と結構大きく書かれていて、それが非常に目立っておったのですけれども、今回は3つのプロジェクトの中の1つになっています。こごと——四、五十年という言い方は極端ですけども——東北の状況を見ても、秋田県より人口が少なかった県で、人口が秋田県を上回ったり、農業生産でも——今秋田県も頑張っていますけれども——田んぼが少なく、条件の悪い農地しかなくても、いろんな分野で頑張っている県もあります。今、秋田県でもようやく米偏重から脱却して、様々なもの——複合でやっていこうという流れが出てきています。米は米として大事ですけども、いかにして農家の所得を全体的に上げていくかに視点が移っていかなければいけないと思います。東京圏の1人当たり県民所得が400万円で、秋田県は270万円で

す。いくら秋田が暮らしやすいとか、物価が安いとかいっても、この差はやっぱり大きいような気がします。

今はそれこそデジタル時代で、東京でも秋田でも同じような環境で仕事ができるような産業があって、例えばコールセンターなんかはまさしくそうです。こうした分野で全国や世界とつながっていくとなったとき、通信回線に余裕があるのはむしろ地方なのですから、地方でそうしたサービス業などが展開できる可能性も出てきます。

具体的に、5年間あるいは10年間で県民所得が——もちろん賃金水準もそうですけども——倍増とまではいなくても相当な形で上がるように、企業活動などを応援——プッシュしていく内容をもっと盛り込んで、まさしく元気の出てくるようなプランになるように、もう少し内容を練ってほしいと思いますが、どうでしょうか。

総合政策課長

大きく賃金水準の向上と言っておりますけれども——2ページの真ん中左側にグラフが3つあり、一番下のグラフの左側が県民雇用者報酬となっておりますが、これがいわゆる県民の賃金に当たる部分です。これは数字上の問題でもあるのですが、上のグラフの真ん中にある県民所得が増えないと、県民雇用者報酬も増えないという構造になっております。正に賃金水準の向上は、県民所得の向上、ひいては県内総生産——県内全体の財ですとかサービスとかの販売額を増やしていくことに全てつながっていますので、そういう大きな見地から取り組んでいきたいと思っておりますし、新たなプランでもう少し県民所得という概念の考え方を丁寧に述べていきたいと考えております。

島田薫委員（分科員）

賃金水準の向上に関連して、2ページの左の一番下に書かれている「女性医師の離職防止や復職・キャリアアップへの支援」について具体的に教えてください。

総合政策課長

ここに記載している「新たな取組等の例」につきましては、今後具体化していくということで、それぞれの内容についてはまだ固まっていない状況でございます。委員から質問のあった女性医師の項目は健康福祉部から聞き取った内容なのですけれども、それは今県内の若い女性人口が流出していることとも相まって、とても大事な視点ではないかと考え、ここに記載したものです。詳細については次の議会などでお示しできると思っております。

島田薫委員（分科員）

この項目は、女性医師が出産、育児などで離職して、その後復職する際に、例えば新しい知識や技術

に関する教育をしながら復職の支援をしていく、あるいはいろんな資格を取得する中でキャリアアップへの支援をしていく内容だと理解しました。具体的にはこれからというお話でしたが、是非次のときには、実績の評価や目標を設定して、どういう計画を立てていくのか教えていただければありがたいと思います。

総合政策課長

所管している健康福祉部とよく相談して、取り組んでまいりたいと思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、企画振興部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、9月24日、金曜日、午前10時から委員会及び分科会を開き、あきた未来創造部関係の審査を行います。

散会します。

午後3時10分 散会

令和3年9月24日（金曜日）

本日の会議案件

- 1 議案第168号（再掲）
令和3年度秋田県一般会計補正予算（第5号）
（あきた未来創造部の関係部門）
（趣旨説明・質疑）
- 2 あきた未来創造部関係の付託案件以外の所管事項
（趣旨説明・質疑）
- 3 議会事務局及び人事委員会事務局関係の付託案件以外の所管事項
（質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐々木 雄 太
副委員長（副会長）	住 谷 達
委員（分科員）	原 幸 子
委員（分科員）	杉 本 俊比古
委員（分科員）	島 田 薫
委員（分科員）	佐 藤 正一郎
委員（分科員）	加 藤 麻 里
委員（分科員）	鈴 木 洋 一

書 記

議会事務局議事課	斎 藤 淳 子
議会事務局政務調査課	今 野 武 俊
総務部総務課	柴 田 穰
企画振興部総合政策課	田 中 紀 子
あきた未来創造部あきた未来戦略課	土 井 芳 晴

会議の概要

午前9時59分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐々木 雄 太
副委員長（副会長）	住 谷 達
委員（分科員）	原 幸 子
委員（分科員）	杉 本 俊比古
委員（分科員）	島 田 薫
委員（分科員）	佐 藤 正一郎
委員（分科員）	加 藤 麻 里
委員（分科員）	鈴 木 洋 一

説明者

理事	陶 山 さなえ
----	---------

あきた未来創造部長	小 野 正 則
あきた未来創造部次長	久 米 寿
あきた未来創造部次長	水 澤 里 利
あきた未来戦略課長	信 田 真 弓
高等教育支援室長	高 島 知 行
移住・定住促進課長	鈴 木 雄 輝
次世代・女性活躍支援課長	六 澤 恵 理 子
地域づくり推進課長	萩 原 尚 人

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

初めに、人事異動に伴い執行部説明者に変更がありましたので、新任の説明者の紹介をお願いします。

あきた未来創造部長

【新任の説明者を紹介】

委員長（会長）

次に、あきた未来創造部関係の議案に関する審査を行います。

分科会において、議案第168号のうちあきた未来創造部に関係する部門の審査を行います。

関係課長等の説明を求めます。

移住・定住促進課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

次世代・女性活躍支援課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は各課一括して行います。

住谷達委員（分科員）

まずは、Aターン就職強化事業についてお聞きします。基本的なところから教えてもらいたいのですが、Aターンというのは、年代とか、男女とか、職種とかいろいろあると思うのですが、どの層に向けてやるものなのですか。

移住・定住促進課長

年齢層で区切っているわけではなくて、例えば企業が特定の資格を持っている人材を求めているのであれば、そういう資格をもった方になります。ただ実際には、Aターンされている方の年齢を見ますと、20代、30代がAターン就職者の約7割を占めています。

住谷達委員（分科員）

結局これはプロモーションといったことに通じる

ものだと思うのです。こうした取組の場合、例えばコンテンツを作るにしても何にしても——実際の県の事業ではなかなか難しいかもしれませんが——ある程度ターゲットを絞ってやるべきだと思うのです。例えばAターンでも——Aターン就職者が増えているのか増えていないのかというのもあると思うのですけれども——いずれ、20代、30代が7割を占めていることを考えれば、ターゲット層をある程度絞って——フォーカスしてやるべきだと思うのですけれども、そこら辺はどう捉えていらっしゃいますか。

移住・定住促進課長

今回の補正予算につきましても、まずはビジネスマン層といいますか——様々な専門人材を含めて一定の経験を有する人材を求めている企業もかなりありますので、1つはそういった全体に向けて幅広くPRするため、JR等の交通広告を利用した呼びかけを行うことを考えています。もう一つは、先ほど申しましたように若者がそれなりの割合を占めておりますので、ユーチューブを使いながら、特に若者層をターゲットにしたものを作っていきたいと思っております。

住谷達委員（分科員）

ユーチューブを使ったPRを行うという説明ですが、これは、いろんな動画を見るときに最初に表示される広告のことなのか、それともユーチューブの一つのコンテンツのことなのか、どちらですか。

移住・定住促進課長

今考えておりますのは、ユーチューブ動画の前後や途中に表示される広告やヤフーなどのトップ画面に表示される広告ですが、最終的には企画提案で業者の提案を受けて、最もターゲットに訴求する方法を選んで実施したいと思っております。

住谷達委員（分科員）

ウェブ広告はいろいろなアルゴリズム（ウェブサイトの重要性や関連性を評価して、検索結果の表示順を決めるプログラムのこと。検索アルゴリズムともいう。）に基づいて表示等のルールが決まるものだと思います。ターゲットとする層にダイレクトに届けばいいけれども、Aターンについてしっかりと考えている人にきちんと届くような手法を——代理店が実施するのかどうか分からないのですけれども——一緒に考えてもらえればと思います。

ちなみに、コンテンツを作成するのは県内業者、県外業者、どちらになりますか。

移住・定住促進課長

企画提案で決定することになりますが、県内に事業所を有する企業というのが参加要件になると思われますので、県内企業が単体で参加する場合も考えられますし、大抵の場合は複数の企業がジョイント

（ジョイント・ベンチャー。複数の企業等が共同で事業を行う組織のこと。）を組んで、その中に県内事業者が参加するパターンが多いと思っています。

住谷達委員（分科員）

せっかくいいものを作っても、見てもらわなければ意味がないですし、広告を見て実際にAターンする人が増えなければあまり意味がないと思いますので、そこら辺はしっかり考えてやってもらいたいと思います。

質問を変えて、子育て支援情報発信強化事業について伺います。「いっしょにねっと。」（秋田県の結婚・子育て応援情報 ウェブサイトのこと。）というウェブサイトを見てもらうための取組自体はすごくいいと思うのだけれども、デジタルの取組に対して、アナログ的な手法を用いることに違和感があるのです。個人的には、母子手帳をデジタル化しなければ意味がないと思うのです。根本的なところだと思うのですけれども、そういった辺りはどうなのですか。国では、去年かおとし辺りに母子手帳のアプリ化を実施していた感じがするのだけれども、そういったところは考えていないのですか。

次世代・女性活躍支援課長

御指摘の母子手帳アプリというのは、県内では6市町村が導入をしております、紙の母子手帳と併用で活用しているところもございます。母子モ（株式会社エムティーアイが提供する母子手帳アプリのこと。）というアプリが最も使われているのですけれども——「モ」はモバイルの「モ」だと思います——予防接種の情報を入力したり、いろんな成長の記録を入力する機能が主体となっており、どちらかというと市町村の導入が中心であるため、県ではアプリの導入は現在のところは考えておりません。

住谷達委員（分科員）

子育てする女性も男性もそうだと思うのですけれども、大体の方は今普通にスマホ（スマートフォン）を持っているはずなのです。だから、これからそこら辺を考えた取組というのをもう少しやってもいいと思います。

今回のチラシを作るとか、QRコードのついたシールを作るといった事業内容はすごくアナログな手法だと感じます。そこにコストを掛けるより、デジタル化すればもっと違うところにコストを掛けられるはずだと思うので、これからもう少しそこら辺の取組を考えてもらいたいのですけれども、どう捉えていますか。

次世代・女性活躍支援課長

現在県の子育て支援情報は、「いっしょにねっと。」で発信することが多いのですけれども、7月に行ったアンケートの結果、ウェブサイトの認知度

が低いことが分かっております。県のサイトの中では比較的アクセス数の多いサイトなのですが、アンケートでも、情報が探しづらいといった意見がありましたし、スマホで見の方が七、八割いらっしゃいましたので、今回の改修ではスマホで検索しやすいように、目的別、年齢別の検索性を設けるなど、活用しやすいサイトにリニューアルすることで対応してまいりたいと思っております。

住谷達委員（分科員）

分かりました。いずれ最初からこうしたアプリがあればそれで済むと思うので、そこら辺も視野に入れて今後やってもらえればと思います。そこら辺、検討をお願いします。

加藤麻里委員（分科員）

Aターン就職強化事業についてお伺いしたいと思います。

今回、ユーチューブ等を使いながら仕事や暮らしの魅力を紹介する動画を配信するというのですが、仕事や暮らしというのは、当然移住・定住に結びつく話だと思います。先日、移住・定住促進課のユーチューブを検索してみたところ、チャンネル登録者数は352人でした。これまでも何度か秋田の暮らし魅力発信ということでユーチューブで配信していますけれども、その回数は多いときで865回くらいで、決して多くはないのです。お隣の岩手県はどうなのかと思って見てみると、いいねが2,452、見ている回数も18万2,000回と、秋田県とかなり差があります。本県の場合、もしかしたら自分たちが発信したい内容と視聴者が求める内容に、結構ずれがあるのかなと思います。内容等を研究しながらやらないと、なかなか実績に結びつかないという気がしています。せっかくお金を掛けてやるわけですので、より多くの方の目に届くように進めてもらいたいのですが、その点についてどうでしょうか。

移住・定住促進課長

今委員がおっしゃったとおり、確かにこれまでは不十分な面があったかもしれませんが、今回の発注に当たりましては、まずは多くの人目に届くようにするというのが1点で、JRの広告だと4億人にリーチできる見込みで、ユーチューブにつきましても430万回の再生を見込んでおります。あとは、どうやって見ていただくかにつきましても、確かにこれまではなかなか再生回数が伸びないという部分がありましたので、例えばストーリー性のある内容にするなど、視聴者に興味を持ってもらうような指示を仕様書に盛り込みたいと思っております。

加藤麻里委員（分科員）

それから、Aターンフェアについてですけれども、これは参加する際に登録が必要なのですか。

移住・定住促進課長

対面での面談については、登録しないで当日来場いただいても大丈夫です。ただ、オンライン面談の場合は、システムで面談時間の予約をしますの、直前まで受け付けてはいますが、一応事前予約を前提にしております。

加藤麻里委員（分科員）

登録者数の推移と、その方たちが就職に結びついた割合を教えてください。

移住・定住促進課長

Aターンフェアごとの就職者数のデータはないのですが、年間ベースでは最終的に416人の登録者がAターンしています。

加藤麻里委員（分科員）

せっかくの県の取組ですので、多くの方から見て、活用してもらい、最終的に就職につながるように、これからもサポートしていただきたいと思っております。

県の報告書を見たのですが、正直少し分かりにくいというか、これはこれとして1つの推移を示した表なのでしょうけれども、ここから結果としてどういったものが導き出されて、この先どういう方向を目指すのかについてももう少し具体的に分かるように報告していただければと思います。この後は、推移だけではなく是非方向性も含めてお願いしたいと思いますがいかがですか。

移住・定住促進課長

今委員が言われましたとおり、できるだけ分かりやすく、なおかつ効果が出るように工夫してまいりたいと思っております。

加藤麻里委員（分科員）

それから、ユーチューブでAターン登録企業のPR動画の紹介もされているようですが、こういった部分でも、例えば女性の活躍の様子をアピールするなど、企業にも頑張ってもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

移住・定住促進課長

企業の採用力向上ということで、これまで様々なウェブ上の研修ですとか、インターンシップの質の向上などに取り組んでおります。そういったものを横展開して、企業PRの向上につなげていきたいと思っております。

加藤麻里委員（分科員）

こういった動画を通じて、女性が秋田で正職員として働き、暮らしていける——活躍できる場があることをアピールすることも大事だと思いますので、その点についてもよろしくお伺いしたいと思います。

移住・定住促進課長

6月補正で、いつでもどこでも企業の若手社員と意見交換ができる事業（若者への「秋田で働くことの良さ」発信事業）について予算計上していますが、その中に、女性活躍企業の紹介ページを県のウェブ

サイトに掲載する予算も含まれていますので、今後はそうした点にも気を付けていきたいと思っています。

島田薫委員（分科員）

児童会館安全安心確保事業について質問させていただきます。

感染症対策としての換気ということになりますと、例えば給気時と排気時の空気の流れといいますか、どこから空気を取り込まれて、どういうふうの流れで排気されるのか、部屋全体の空気が何分で換気されるのかなどについてのシミュレーションは検討されているのでしょうか。

次世代・女性活躍支援課長

今回導入する熱交換型換気機器——いわゆるロスナイでございますけれども、建築物衛生法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）によると、1人当たりの必要換気量が毎時20立方メートルのところ、この機器の換気量は毎時30立方メートルで、室温を変化させずに室内の空気と外気を十分に交換できる機器となっております。

島田薫委員（分科員）

ロスナイが冷房時や暖房時の温度のロスがないようにするシステムだということは理解しています。それはそれとして、今回、感染症対策として換気機能を強化するということですので、今お話ししたような空気の流れについてのシミュレーションの実施も、是非検討していただければと思います。

次世代・女性活躍支援課長

十分検討させていただきたいと思います。今回の導入機器につきましてはプラネタリウム室が展示室の中にあり、外気との換気が十分でなかったため、その点を改善するものでございますので、十分に改善を図ってまいりたいと思います。

島田薫委員（分科員）

分かりました。

6月議会のときに、県議会議場で壇上の発言席にパーティションを設けるか設けないかについて相談を受けたのですが、そのときにも、空気がどこから入ってきてどこに抜けるかという空気の流れや、室内の空気を何分で換気できるのかという換気能力について、しっかり検討すべきだとお話をさせていただきました。

今回児童会館の事業でそうした検討ができれば、議場にも応用できると思ひまして、質問させていただきました。よろしくお祈いします。

佐藤正一郎委員（分科員）

島田委員の質問に関連してですけれども、今回児童会館でプラネタリウム室の換気を改善するのはいいのですが、あの建物には子供の遊び場やホール、劇場、トイレなどいろんな施設、設備があります。

児童会館全体のコロナ対策はどうなっていますか。

次世代・女性活躍支援課長

児童会館の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、昨年度から実施しております。昨年度の7月補正予算で空気清浄機を購入したり、指定管理料の中からも消耗品を購入したほか、事業を実施する際に換気の徹底や定員削減などの対策を行っております。今回の予算につきましては、そうしたものを行った上で、新たに発覚した不十分な部分について手当てするものでございます。

佐藤正一郎委員（分科員）

そうすると、今回のプラネタリウム室の改修で、児童会館のハード部分についてはおおむね対応が終わるということですね。

次世代・女性活躍支援課長

はい、そのとおりでございます。

佐藤正一郎委員（分科員）

分かりました。

Aターン就職強化事業に戻りますが、先ほど加藤委員からも質問がありましたが、まずはウェブ広告を見てもらわないと、その後につながらないですよ。今はどこの自治体でもこうした取組をやっていますので、関心を持ってもらうためにどのようにして見てもらうか——チャンスを作るかという話になると思います。先ほども話がありましたが、予算の大部分が委託料で、プロポーザル方式か何かで企業から提案を頂き、そこに委託してしまうわけですので、どういう内容で委託先の企業から実施してもらうのかが、すごく大きな要素になると思うのです。今までいろいろな委託事業を実施してきたと思いますが、今までのことを含めて、より見てもらえるように——ターゲット層につながるために、どういう工夫をするべきだと思いますか。

移住・定住促進課長

例えば仕様書に視聴回数目標を明記するのですとか、あるいは、秋田の特色として、例えば持ち家率全国1位ですとか、コロナの10万人当たりの感染者数が全国で一番少ないといった、全国の方からちょっと注目されるような具体的な内容を事業者に示して、それに沿った提案をしてもらうのも一つの手法だと思っています。

佐藤正一郎委員（分科員）

電車に乗りますと、電車内の画面にいろんな自治体の広告がしょっちゅう出てきますが、そういった中で関心を持ってもらい、サイトにアクセスしてもらうためには相当創意工夫がないと難しいと思います。予算額の大半が委託料で、専門業者に委託するとなれば、委託業者の選定なり、あるいは発注の仕方なりを重要視して取り組んでもらいたいと思いますので、よろしくお祈いします。

今回の事業は、8月に予定していたAターンフェアがコロナの関係で中止になったので、年末——いわゆるお正月の時期に、企業と面談する機会を作ろうというものです。ふだんであればお盆やお正月の時期は帰省者も結構多いし、若い方々もふるさとへ帰ってくるので、そういった機会を捉えて、今までずっとやってきました。今年は、この後コロナが収束してくれば、対面での実施も大丈夫だと思いますけれども、なかなか状況が厳しい中で、企業とのふれあいの場をどう作っていくか、工夫が必要だと思います。今の、オンラインブースへの皆さんの関心度はどういうものですか。

移住・定住促進課長

今はコロナで会場に人を集めるのが難しいですし、なかなか採用も難しい状況ということで、実際に今年もオンライン対応をしていますので、企業側に関しましては、かなり対応できるようになっていると思います。

佐藤正一郎委員（分科員）

確かに最近いろいろなメディアを見ていますと、企業の皆さんも積極的に自分たちの会社のことを紹介する姿勢が見えてきたと思います。Aターンフェアにも大いに参加してもらって、Aターンを希望する方や県外に住む方々と秋田とのつながりができるように、取組を進めてほしいと思います。この事業の対象は、飽くまでも首都圏だけですか。

移住・定住促進課長

そのとおりであります。

佐藤正一郎委員（分科員）

そうすると、ウェブ広告の対象も首都圏とかになってしまうわけですか。

移住・定住促進課長

そうです。その辺は設定の仕方にもよるのですが、今のところは首都圏のユーザー向けに配信する方向で考えております。

佐藤正一郎委員（分科員）

先ほど400人近いAターン者がいるという説明がありましたが、こういった方々は全て首都圏の方ですか。それ以外の地域から秋田へAターンしてくるケースはあまりないものですか。

移住・定住促進課長

東京都在住の方が断トツで多いのですが、それ以外にも神奈川県や埼玉県辺りがほとんどを占める状況です。

それ以外にも、ふるさと定住機構（公益財団法人秋田県ふるさと定住機構）が県内に暮らす家族向けにテレビCMですとか、新聞広告を出すことによりありますので、それを見た県内の家族からの情報提供もあると思っています。

佐藤正一郎委員（分科員）

私はアナログ世代なので、スマホとかネットなどの広告については非常に疎いのですが先ほど、他の自治体では相当なアクセス数があったという話が紹介されましたけれども、今や広告の手法としては、テレビや新聞よりもネットの世界が大きな割合を占めています。是非とも、企画提案に参加する企業に対して、よりPR効果があるような創意工夫を更に求めて、そこら辺をしっかりと精査して発注してもらいたいと思います。

移住・定住促進課長

委員が言われましたように、去年辺りからこういった形のPRが非常に増えてきておりますので、これまでのノウハウなどを生かし、更に工夫を凝らしてやっていきたいと思っています。

加藤麻里委員（分科員）

関連して、もう一点お願いしたいと思います。

ここ数年こういった事業が非常に多くなっていきますけれども、このような事業を実施できる企業は——県内企業が応募するのだと思いますが——県内に何社ぐらいあるものですか。

移住・定住促進課長

これまでの実績を見ますと、大体四、五社ぐらいはあると思っています。

加藤麻里委員（分科員）

こういう事業で企画提案競技を実施する場合、どういう企業から応募があつて、どこに決まったのかという情報は公開されるものですか。いつも、何社くらい応募があるのか気になったりするのですが、そういった報告を今まで受けたことはないのですが、どうなのでしょう。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時36分 再開

委員長（会長）

再開します。

移住・定住促進課長

決定企業と応募者数は公開しております。

加藤麻里委員（分科員）

分かりました。そうすると、県のウェブサイトに掲載されているということですね。

県のウェブサイトには非常にいろんな情報が詰まっているのですが、私も検索が下手で、目的のページに行き着けない人の一人です。それで、こういった比較をしてしまうのも良くないとは思いますが、都道府県によっては、必要な情報がトップ画面にぱっと出ていて、非常に分かりやすいウェブ

サイトもあるのです。そういう意味で、今回子育て支援情報発信強化事業で「いっしょにねっと。」の改修を行うということですが、それでも、「いっしょにねっと。」も含めた県のウェブサイトそのものの検索のしやすさについても検討していただけたらと思います。移住・定住分野だけでなく、必要な情報にたどり着きやすいウェブサイトにしてもらいたいということをお願いしたいと思います。

移住・定住促進課長

県外の皆さんはもちろん、県民の皆さんにも分かりやすい情報提供に努めてまいりたいと思います。

加藤麻里委員（分科員）

情報提供の前に、検索しやすいかどうかなのです。どんなにいい情報が詰まっても、ぱっと見たときにクリックしたくなるような画面になっているかどうかです。私だけの意見なのか分かりませんが、県のウェブサイトは私にとっては非常に検索しにくいので……。検討していただけたら、必要な情報にアクセスできる人がもっと増えてくると思います。

杉本俊比古委員（分科員）

子育て支援のことで、1点伺います。

私もこの資料を見て、「いっしょにねっと。」をのぞいてみました。サイトにはいろんな要素が掲載されていて、総花的なというか——性格上どうしてもそうなるのでしょうかけれども——県の政策では、全国トップレベルの子育て支援に努めているという表現が使われますが、何が全国トップレベルなのかアピールをあまり感じないと思いました。

それから、子育て支援に——結婚支援もそうですけれども——非常に力を入れている市町村もあるわけですね。今、包括支援センター（子育て世代包括支援センター）が県内の全市町村に設置されたという話がありました。各市町村も独自に周知を図っていると思うのですが、そういう取組も「いっしょにねっと。」に載せられれば市町村も頑張りがいがあると感じたのですが、いかがでしょうか。

次世代・女性活躍支援課長

全国トップレベルの子育て支援策を実感できないという声もありますので、例えば市町村を通じて、いろんな申請書に秋田県独自の支援であることをアピールする記述を入れてもらうなど、市町村と連携しながら子育て世帯に県の支援策が伝わるような取組を行っております。

また、「いっしょにねっと。」の内容についてですが、子育て支援情報の大きな部分を市町村の情報が占めることとなります。市町村の取組については、市町村のウェブサイト等とリンクを貼らせてもらうのですが、市町村に対して、情報が古くならないように適宜更新するなどの連携を再度お願いしたいと思います。また、子育て支援に関する情報を目的別、

地域別に検索できるように「いっしょにねっと。」の改修を行うに当たって、例えばどの市町村にどういった病児保育施設があるかなどの情報にすぐにとどり着けるような工夫をしたいと考えています。

杉本俊比古委員（分科員）

トップページの検索性バナーに着目して、情報を検索しやすくしようと取り組むのは非常にいいことだと思っています。何とか市町村の頑張りも取り込んでもらえるようお願いをして、質問を終わります。

住谷達委員（分科員）

今の杉本委員の質問に関連してなのですが、令和3年度の政策等の評価の実施状況で、施策1-3の「結婚や出産、子育ての希望をかなえる全国トップレベルのサポート」の総合評価はEとなっているのです。せっかくトップレベルと言いつつも結果が出ていないことを強く認識してほしいと思うのですが、そこら辺はどういうふうに捉えていますか。

次世代・女性活躍支援課長

結婚、子育てに関する支援につきましては、重要度の高い——県民意識調査で2番目だったと思いますけれども——取組ですが、そういった中で全国トップレベルの支援についてなかなか実感を持たれていないことにつきましては、経済的支援は当然のことながら、ほかの部分でどういった支援が必要なのか検討してまいりたいと思っております。

住谷達委員（分科員）

やっているほうは「トップレベルですよ。」と言っているけれども、結果が伴わないということは、その取組が何か違うということだと思ってしまうので、そこら辺はもう少ししっかり検討していただいて、様々な施策を考えてもらえればと思いますので、よろしくお願ひします。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、あきた未来創造部関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、あきた未来創造部関係の請願、陳情等はありませんので、あきた未来創造部関係の所管事項に関する審査を行います。

執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

あきた未来戦略課長

【共通資料「令和3年度政策等の評価の実施状況について」、「～大変革の時代～「新秋田元気創造プラン」の骨子案について」、提出資料「あきた未来総合戦略の進捗状況及び関連事業について」

て」及び「多様性に満ちた社会づくりについて」により説明】

高等教育支援室長

【議案〔26〕、審議資料別冊「令和2年度公立大学法人秋田県立大学の業務の実績に関する評価結果」、「令和2年度公立大学法人国際教養大学の業務の実績に関する評価結果」、提出資料「公立大学法人秋田県立大学の令和2年度決算による積立金等の使途計画について」、「公立大学法人国際教養大学の令和2年度決算による積立金等の使途計画について」及び「公立大学法人国際教養大学の次期中期目標（素案）について」により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項に関する質疑を行います。質疑は各課室一括して行います。

杉本俊比古委員（分科員）

私から何点かお伺いしたいと思います。

昨日の審査で、政策評価等に関して政策目標や事業目標などが議論になったのですが、先ほどから御説明いただいているあきた未来総合戦略の重要業績指標——KPIに関して、まず1つ伺いたいと思います。KPIには性格上、定量的なものも定性的なものもあることは分かるのですけれども——私なりに理解をしたいと思って、あきた未来創造部が所管しているところを見てみました。その中で、委員会資料の7ページの「『関係人口』の創出・拡大」の部分ですが、これは部としての大きなテーマの一つだろうと思うのですけれども、指標で挙げられている「言語活動指導者養成研修への参加人数」とはどういうものか教えてもらえませんか。

あきた未来戦略課長

7ページの（1）、「関係人口」の創出・拡大の（イ）、関係人口創出・拡大に向けた環境の整備・充実の中の言語活動指導者養成研修への参加人数（受講者及び講師、引率等）ですが、教職員支援機構（独立行政法人教職員支援機構）が実施主体になっている研修に参加する人数ということで、受講者ですとか講師、引率者の方の人数を目標値として記載しております。

杉本俊比古委員（分科員）

2の「新しい人の流れづくり」の達成率を見ると、KPIで目標値を達成したのが3項目、未達成が5項目、未判明が3項目となっています。②の「秋田暮らしを支える多彩な働き方を支援」の達成率は43.3%と非常に高い数値となっている一方、数%とかなり低い状況の項目もあります。今は新プランを考える時期でもありますし、アフターコロナ（新型コロナウイルス感染症の収束後の社会を指す俗語

のこと。）に向かっていろいろと政策を見直す時期でもあると思うのですけれども、こうしたKPIの考え方について、部内で議論することはあるのでしょうか。

あきた未来戦略課長

委員がおっしゃった非常に実績が悪い項目、あるいは全く事業が実施できなかった項目については、人の交流という部分で、新型コロナウイルス感染症の影響で事業が縮小、あるいは実施できなかったのが大きな理由でありました。

それから、達成率が100%を上回り、何%となっている項目についてですけれども、「秋田暮らしを支える多彩な働き方を支援」以外にも達成率が何%となった項目がありまして——第2期あきた未来総合戦略は令和2年度からスタートしていますが、その際に設定した目標よりも実績が非常に好成績だったということです。2期戦略策定時はコロナの影響がなかったものですから、この戦略にはそうした影響が反映されていない現状にあります。この機会に新プランのほうに2期戦略を継承いたしまして、目標値も含めてデータのなところは全て見直してまいりたいと考えております。

杉本俊比古委員（分科員）

コロナの影響でやむを得ない部分もあると思いますが、コロナと関係する要素を除いても、目標の達成度合いなどを見ると、少し見直す必要があると思います。県が単独で、あるいは市町村や民間と一緒に頑張って取り組んで達成可能などところに目標を置くのが、やりがいにもつながるし、非常に妥当だと思いますので、そこら辺を少し検討してもらえればありがたいと思います。

それから、13ページに地方創生関連交付金を活用した事業の実施結果が記載されていますけれども、5番の男女イキイキ働きやすい職場づくり推進事業だとかワーク・ライフ・バランス推進事業だとか女性活躍・定着促進企業応援事業などの事業について、令和3年度対応状況が終了と記載されています。地方創生関連交付金が終わったわけではないので、今年度この事業がどういう扱いになっているのか教えてもらえませんか。

次世代・女性活躍支援課長

資料に記載している事業としては終了していますが、別の事業名で新たな形で内容を充実して展開しております。

杉本俊比古委員（分科員）

いずれの中には、例えばコミュニティ生活圏形成事業など——この事業は幸い継続しているようですけれども——地域から事業継続について期待感を持たれているものもありますが、県の課題として、女性活躍推進という大きなテーマが終了したという

ことではないですよ。

次世代・女性活躍支援課長

決して終わったのではなく、さらなる課題に対しての新たな事業展開ということで、今年度は別の事業で取り組んでいるところです。

あきた未来戦略課長

地方創生関連交付金を活用した事業につきましては、基本的に事業期間が3年間となっていますので、3年たちますと、重要なものについては新たに事業化して申請する形になっております。委員がおっしゃられた地域づくりですとか、女性活躍に関しては事業年度が終了した時点で、改めて新たな事業や拡大といった形で申請してございます。

杉本俊比古委員（分科員）

分かりました。今、実際には事業を継続しているということで、安心したところでございます。

ちょっと話は飛んで、国際教養大学（公立大学法人国際教養大学）の件でお伺いします。経理内容ではないのですけれども——コロナ騒動の最初の頃、学生を寮から退去させたというようなことがあったと記憶しています。学生が本当に行き場を失っているという相談に遭遇したこともあるのですけれども、今はコロナ対策が全部措置されて、学生は寮生活も含めてスムーズに過ごされているという理解でよろしいですか。

高等教育支援室長

昨年コロナの感染が拡大していく中で、キャンパス内での感染拡大防止を図るということを第一の目的として、昨年度の春の段階で学生を一度退去させました。その後、国の新型コロナウイルス感染症対策の交付金等を活用しながら、1年間掛けてキャンパス内や寮の感染症対策を実施してまいりました。その結果、今年の1月から学生の受入れを一部開始して、その後徐々に学生の受入れを拡大しております。9月1日現在で約400名の学生を受け入れており、1、2年生のほとんどが学生寮あるいは学生宿舎に復帰している状況でございます。

杉本俊比古委員（分科員）

今一部という言葉がありましたけれども、それでは残りの学生はオンライン授業とか、そういう形でやっているということですか。

高等教育支援室長

1、2年生のほとんどは、学生宿舎や学生寮に入居しております。そのほかの上級生になるとオンラインを活用している学生もおり、特に4年生等になりますと併せて就職活動も行っていくこととなります。

杉本俊比古委員（分科員）

国際教養大学の業務の実績に関する評価結果で、感染症への対応としてアクションプランを策定した

ことが成果として触れられていますけれども、新型コロナウイルス対応という意味では県立大学（公立大学法人秋田県立大学）も同様でしょうから、そこら辺は県立大学でもしっかり対応しているということによるのでしょうか。

高等教育支援室長

県立大学でもそういったコロナ対応に関する方針を立てております。両大学とも、感染状況により学内の対応をそれぞれマニュアル化して、必要に応じて随時学生に周知をしている状況でございます。

杉本俊比古委員（分科員）

学生がPCRなどの検査を受ける動きというのは、大学ごとに違うものですか。それとも、同じように対応しているのですか。

高等教育支援室長

大学としてPCR検査を受けてもらいたい学生の層を決めておまして、学生寮や学生宿舎に入る学生たちに関しましては、学生寮、学生宿舎に入る前にPCR検査を実施しています。

あと、PCR検査ではないのですけれども、両大学とも職域のワクチン接種を行っている状況です。ワクチン接種に関しては、秋田県立大学は秋田大学（国立大学法人秋田大学）、教養大学は赤十字病院（日本赤十字社秋田赤十字病院）——ここには看護大学（学校法人日本赤十字学園日本赤十字秋田看護大学）があります——といったように、他大学と連携して実施しています。ワクチン接種を希望する学生を会場までバスで送迎するなど、大学全体として取り組んでいるという状況でございます。

住谷達委員（分科員）

多様性に満ちた社会づくりについてお伺いします。先日能代の県立高校でいじめの問題が出てきて、それ以前にも大館かどこかであったと思うのですが、いじめは本当に若者——児童にとってすごく大きな問題で、これ以外にも、外に出ていないだけで大なり小なり多分いじめはあると思うのです。知事も会見か何かで、新条例（秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例（仮称））を制定していじめの防止に努めていくといった発言をしていたと記憶しているのだけれども、条例の中でいじめはどのような位置づけになるのか教えてください。

あきた未来戦略課長

学校内あるいは大人の世界でも、いじめという行為は発生しているものと認識しています。個別のいじめ防止の条例（秋田県いじめ防止対策推進条例）もございますが、そういったことも含めて全体を包括するものとしてこの条例の制定を進めてまいりたいと考えております。

住谷達委員（分科員）

県民アンケートにおける主な意見にも、「大人を

見て成長するにつれ、子どもも同じように多様性を拒否したり差別したりする傾向が強くなってくる」という記載があり、いじめというものを社会全体として考えるべきで、しっかりと取り組んでいかなければいけないと思うのです。いじめがエスカレートすると重大なことにも発展するだろうし、それは本当に不幸なことだと思うので、しっかり防止しなければいけないと思います。そこら辺をしっかりと認識して条例を作っただけであればと思うのですけれども、どうでしょうか。

あきた未来戦略課長

実際にいじめという行為に及ぶ前段階に、無意識だったり、偏見を持っていたりといった認識がございますので、できるだけそういった認識を解消する——理解を促進するようなことを全体的に進めていきたいと思っております。いろんな類型ごとに分かりやすくそういったものを示して、啓発していきたいと思っております。

住谷達委員（分科員）

今課長がおっしゃったように、分かりやすくというのは本当に大事なだけでなく、なかなかこれが難しいと思えます。子供にとって分かりやすいことと、大人が分かりやすいことは違うと思えますし、そこら辺をどう理解してもらうかが重要だと思うので、そういったところをしっかりと取り組んでもらえればと思います。

別の質問に移ります。私大変不勉強で申し訳ないのですが、国際教養大学の次期中期目標の素案についてなのですが、応用国際教養教育という言葉を目撃して、これは何だろうと思いました。これはもともとあった言葉ですか、それとも新しく作った言葉なのでしょうか。

高等教育支援室長

これは、新しい概念として、今国際教養大学が進めようとしている教育です。今まで国際教養大学では、国際教養教育に取り組んでまいりましたけれども、それを更に一つ進めまして、授業で学ぶもののほかに、学生がいろいろな企業や地域社会の活動に積極的に関わることで、授業で学んだことを現実社会で応用していくという考え方です。

住谷達委員（分科員）

そうであれば、この概念がこれからの国際教養大学の特色として認知されるように取り組んでいくのだと思います。今の話を聞くとすごくいいことだと思うのだけれども、応用国際教養教育自体、初めて聞く言葉だと思うので、認知されるまでの過程がすごく難しいと思うのです。そこら辺を地域や学生に認知してもらうためにどのような努力をする考えられているのですか。

高等教育支援室長

委員のおっしゃるとおり、応用国際教養教育という言葉聞いてもすぐには分かりづらいということもありますし、今この言葉を使っているのは国際教養大学だけでございます。国際教養大学では今後この考え方を特色にして、ほかの教養教育をやっている大学とは一つ違うということを打ち出していこうとしております。まだこの考え方を取り入れ始めたばかりですので、まずは学生に——もちろん教員もですけども——浸透させて、その後、高校生にも国際教養大学の特色ということでアピールできるような形で、この考え方を1つの軸として今後展開していけるように情報発信等をしていきたいと考えております。

住谷達委員（分科員）

こういう言葉を聞いて、共感してもらうような発信の仕方というのがすごく大事だと思います。もともとリベラルアーツ（ひとつの専攻を学ぶのではなく幅広い分野を横断的に学び、教養を身につけることを重視する教育課程のこと。）——教養の部分は国際教養大学の略称であるAIUにも入っていないのですが、今ここでようやくリベラルアーツが表に出てきたと感じます。リベラルアーツというのは日本の国際的な教育の中でも非常に重要な観点だと思うので、そこら辺をしっかりと認識して発信していただきたいと思っております。

佐藤正一郎委員（分科員）

多様性に満ちた社会づくりに関する条例の骨子が示されていますけれども、振り返りますと一番最初は去年のコロナのことがあってから、知事も「差別を禁止——防止しようという条例を作りたい。」と発言されていました。それが、だんだん幅が広がってきたというか、いわゆる多様性——最近よく言われる言葉です——になってきましたが、かえって分かりづらいのではないですか。この条例の目的を、差別の禁止や防止に絞ったほうがいいという話はなかったのですか。去年初めて知事が記者会見で差別防止に関する条例をつくる方向を出されてから、現在の形に変わってきた背景として、どういうことがありますか。

あきた未来戦略課長

変わってきたといえますか、コロナによって世の中で様々な状況が引き起こされている現状もございます。この条例は、差別の禁止について理解促進を図るために、皆さんの行動規範として示すことを予定していますが、その中で、「こっちは禁止して、こっちは禁止しなくていいか。」とか、あるいは「禁止までしなくてももうちょっと呼びかけが必要なのではないか。」とか、様々なことが考えられると思います。議員の皆様や有識者会議でそういったジャンルに関して御意見を頂きながら、その点につ

いて考えていきたいと思っております。

佐藤正一郎委員（分科員）

先ほども、いじめの問題なんかも包括的にこの条例に含まれていくという説明がありましたが、個々の条例なり、指針みたいなものが様々にあったけれども、それを更に包括的に、多様性に満ちた社会づくり基本条例の中で、全体的にまとめていくという流れなのかと思うのですけれども、そうした方向でいいのですか。

あきた未来戦略課長

委員おっしゃるとおり、そのような方向で実際に条例がきちんと制定されているものもございますし、そうでない——法律、条例から漏れ落ちているような分野などもございます。そういったものも含めて、その時代に一番必要なものに対応していく必要があると思っております。

佐藤正一郎委員（分科員）

流れは分かりました。

逆に範囲が大きくなって、中身が非常に曖昧になってしまっても困るので、資料にも様々な具体的な例が挙げられていますけれども、この後の条例制定に向けては、そういう具体的な例が分かるように示していただきたいと思います。希望します。

次に、国際教養大学の業務の実績に関する評価結果についてです。これは毎回言われることのように思うのですが、業務の実施状況について「県内出身入学者の増加に向けた取組が求められる」と記載されていますが、これは、どれくらいの目標に対して、実績が少ないと評価されるのでしょうか。また、県内の入学者が少ないことには、どういう背景があると捉えられていますか。

高等教育支援室長

まず、県立大学ですけれども、目標が……

佐藤正一郎委員（分科員）

国際教養大です。

高等教育支援室長

すみません。失礼しました。

国際教養大学の入学者数の目標に関しましては、学部入学定員の2割以上としております。目標が30人ということになります。近年は23名から28名の間で推移しているということでございます。国際教養大学では、県内の生徒のみを対象としたグローバルセミナー入試というものをやっております。これは、グローバルセミナーに参加していただき、そこでレポートを提出していただいて、あとは面接等を行うというものですけれども、この入試に関しては合格者が伸びている状況です。

（※29ページで発言訂正あり）

一方、一般入試については合格者が出ていないという状況でございます。グローバルセミナー入試と

ともに、こういった一般入試にもチャレンジしてもらおうような働きかけ、情報発信はしていきたいと考えております。

佐藤正一郎委員（分科員）

県内の高校生の志願者は相当数いるわけですか。いわゆる倍率というか——学力的に入試を突破するのがなかなか厳しいというのが率直な理由ですか。あるいは、志願者数そのものがそう多くないのですか。

高等教育支援室長

先ほど言いましたグローバルセミナーに関する志願者は一定数ございます。ただ、一般入試に関しては、志願者数自体が少ないという状況です。

佐藤正一郎委員（分科員）

グローバルセミナー入試については、今までの経緯から、そうした県内枠で学生を確保しようということで設けた制度だったような気がします。でも、一般入試の志願者が少ないということは、合格ラインが高い——厳しいというか、なかなか県内の受験者は一般入試をクリアできない状況下にあるということなのでしょうか。実際、県内の方の一般入試の倍率はどれくらいなのでしょう。

委員長（会長）

質疑の途中ですが、昼食のため休憩します。

再開は、午後1時15分とします。

午前 11時53分 休憩

午後 1時14分 再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

午前中に引き続き、あきた未来創造部の審査を行います。

高等教育支援室長

午前中にお話ししました発言で、一部訂正がございます。

県内入学者の目標数を先ほど30名と言いましたが、入学定員が175名ですので、定員の20%ということで35名に訂正いたします。大変申し訳ありません。

（※29ページの発言を訂正）

次に、午前中の質問に対してなのですが、令和3年出願者数の総数が1,485名で、そのうち県内出身者数は69名、率にしまして4.6%に

なります。全体の合格者数について申し上げますと、1,485名中253名の合格者を出しております。これをパーセンテージにしますと17%、県内出身者だけ抜き取ると、69名に対し26名合格ということになりまして、38%程度の合格率でございます。いずれにしましても、県内出身者の出願者数を上げていく取組を、国際系学部の魅力ですとか、あるいは今年4月に新しい領域（グローバル・ビジネス領域、グローバル・スタディズ領域及びグローバル・コネクティビティ領域のこと。）を新設しましたので、そういった学びの内容等をPRしながら、少しでも多くの生徒に国際教養大学を受験してもらえよう、県内の各高校、生徒にPR活動を行っていきたくて考えております。

佐藤正一郎委員（分科員）

26名の合格者のうち、特別枠の合格者は何人ぐらいいるのですか。

高等教育支援室長

特別選抜と一般選抜で分けて考えますと、特別選抜が24名、一般選抜が2名ということになります。

佐藤正一郎委員（分科員）

一般選抜だけでみるとすると、県内出身者の合格率は非常に低いのだよね。だから特別選抜枠がなければ、もっともって県内出身の学生の数が少なかった可能性があったのですよね。一人でも多くの皆さんに頑張ってもらえるように、これはこの後の課題だと思いますので——状況は分かりました。

加藤麻里委員（分科員）

先ほどの多様性に満ちた社会づくり基本条例について伺います。

これがそのまま条例の名称になるということではないと思いますが、私は、多様性に満ちた社会づくりというよりも、社会は本来、多様性に満ちているもので、そうあって当然のものだと思うのです。

「多様性に満ちた社会づくり」というよりも、「社会が多様性に満ちていることを認め、互いに支え合う社会づくり」とか、さっき佐藤正一郎委員がおっしゃったように、当初の「差別のない社会」といったネーミングのほうがすごく分かりやすかったと思います。今、オリンピック以降というか、多様性というものが非常に——これは、ある意味ポジティブな言葉なのかもしれませんし、ほかの県でもそういう形で条例を作られているところもあります。ただ、今県が打ち出している名称についての矛盾と申しますか——社会は本来多様性に満ちているものでありながら、なかなかそのことを認識できていなかったとか、それをうまく理解できないことで差別につながるとか、そういうことだと思います。社会が多様性に満ちていることを認めて支え合うとか、何か1つ言葉があったほうが、この条例の必要性や、条例

を作る意義などが非常に分かりやすくなるのではないかと感じているところです。

この条例を作る場合も、方々で会を開催して意見を聞いているようではすけれども、これからどういった形で当事者の意見をくみ上げていくのですか。会議等における主な意見の中にもそうした意見がありますし、多分今後そういう取組も行われると思うのですが、その点について教えていただけますか。

あきた未来戦略課長

多様性に満ちた社会づくりについてでありますけれども、委員のおっしゃるとおり、社会は多様性に満ちた現状ではあるものの、それが理解されていないことで差別が生まれているのだと思っております。それを解消して、多様性に満ちた、お互いに認め合う社会づくりをしていきたいという趣旨でございます。

また、当事者に関しましては、多くの人が集まる会議等に出いただくことが、御本人の意向や事情により難しい場合もございますので、我々のほうから個別に意見聴取に伺うこととして、今盛んに予定を組んでいるところでございます。

加藤麻里委員（分科員）

こちらから出向くのももちろんですし、当事者の方で「こういう部分について意見を述べたい。」という方がいれば、是非希望も取りながら広く声を集めて、いい条例にしていきたいと思います。

それと条例の名称についてですが、先ほど課長がおっしゃったことはもちろん分かるのですが、そのネーミングとして「多様性に満ちた社会づくり」というのは、あまりにも主語と述語的に……。しかも多様性と言う言葉は、生物にも使ったりしますよね。ですので、ちょっと長くなってしまいかもしれませんが、人間の——自然も入っているのかもしれないけれども——多様性という意味において、もう一言入れていただくなり、若しくは、多様性に満ちている現状の中で起きている差別を良い方向へ向きたいという話ですから、「多様性を認め合う社会づくり」という名称にするとか、何かそういった一工夫をしていただけたらと思っております。検討の中に入れてください。

あきた未来戦略課長

御意見を参考にさせていただきながら、有識者会議などでもそういったところをお聞きしてまいりたいと思っております。

加藤麻里委員（分科員）

続けて、大学のことでお伺いしたいと思います。

先ほど県立大学、それから国際教養大学についての説明がありましたが、設備を自動水栓にするなど、コロナ対策が様々に行われていると感じました。

学生や職員の中に感染者が出ることを想定してコ

コロナ対策のマニュアルを作っていると思います。実際学生にはその都度周知徹底しているというお話でしたが、その部分について、仮に感染者が出た場合、そのマニュアルどおりにうまく進んだのか、そしてマニュアルに不備な点はなかったのかといった検証はしていますか。それから感染者が出た場合、メール等で職員とか学生に様々な情報を提供すると思いますが、そういった場合の情報提供の在り方はどうだったのか——かえって混乱することはなかったのかなど、そういった部分について検証し、更に次のマニュアルに生かしたり、大学間でマニュアルの共有というか、情報交換をしていますか。実際に自分の学校で感染者が発生したときに——役に立つと言える変ですけども——生徒や職員が混乱しないようなマニュアルであることが大事だと思うのですが、その点についてはどのような形になっているでしょうか。

高等教育支援室長

おっしゃるとおり、マニュアルを作成してそれで終わりというわけではなくて、状況に応じて随時見直ししております。大学として特に周知を図らなければいけないこととしては、キャンパス内で感染拡大のおそれがある場合に関しては、何としてもそれを食い止めるためのいろいろな周知を行っていくということになります。マニュアルには、感染者が出たらどうするのかというところも細かく定めております。授業はどうするのか、あるいは課外活動はどうするのか、寮生の行動はどうするのかといったところについて、段階に応じて、どういう行動をするべきなのかをマニュアルに落とし込んでおります。そして、そのマニュアルを基に、随時その時々感染状況に応じて学生に周知を図っていくということで、日々の県内の感染状況、あるいは大学が置かれている状況等に従って学生に周知しているということでございます。

あと、県内それぞれの大学がそれぞれの考え方に従ってマニュアル等を作っているわけですけども、県立大学、国際教養大学とも、ほかの大学からも情報を得ながら、随時マニュアルをより現実的に効果があるものにするため見直しをしているところでございます。

加藤麻里委員（分科員）

そうすると、例えば学生に周知しているつもりであっても、マニュアルで定めた内容が学生若しくは職員にとって効果のある適切な指示だったのかは、実際に対応してみた後でないと分からないですよね。そうした情報や学生等の声は非常に大切なものだと思います。そういった部分について、各大学がそれぞれやっているとかではなくて、アンケートを基にした改善点などを各大学の危機管理——コロナ対策

担当の方たちが共有して、大学で感染者が出た場合に、学校として更に良い形で対応できるようにしてほしいと思います。そういう形の会議などの機会が時折持たれているという理解でよろしいのですか。

高等教育支援室長

コロナ対策の会議については、国際教養大学、県立大学とも頻繁に行われております。県内の感染状況が変わったときですとか、あるいは県のコロナ対策本部（秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部）からいろいろと発信される情報を基に、大学としてリスク度合いが高まったという状況があれば、随時学長を含めた会議を行って、その時々大学のの方針を決めているということでございます。委員のおっしゃるとおり、いろんな声を酌み上げて、大学としてどのように行動していけばいいかに関して、今後も引き続き、随時やっていく必要があると考えております。

加藤麻里委員（分科員）

トップの方たちの共通理解も大事ですけども、学生とか、勤務している方たちに迷いが生じないように、是非、学生の不安などそういった部分の声を酌み取って、この後も対策等を講じていただきたいと思います。

高等教育支援室長

ダンスイベント関連のクラスター事案があり、大学でも学生からコロナの感染者が出たましたが、こういったときには学生の声も聞きながら、マニュアルの更新——見直しを行っているところでございます。

加藤麻里委員（分科員）

ちょっと話題を変えまして、国際教養大について伺います。

所管の資料の34ページですが、現行の中期目標には「2、国際化の推進、（2）アジア地域等との交流拡大に向けた取組の推進」という項目がありますが、次期中期目標にはこの項目がなくなっているように思います。国際教養大では、前はアジア地域に重点を置いていろいろな取組をされていた気がしたのですが、その点についてお伺いしたいと思います。

高等教育支援室長

国際教養大学においては、アジア推進機構（アジア地域研究連携機構）を中心にアジア地域との交流等を推進してきたということがございます。アジア地域をそういったターゲットにするというのは、今後も変わりはありません。ただ、アジア地域限定ではなくて、世界各国を対象に交流を推進していくということで、少し表記の仕方を変えたということでございます。

加藤麻里委員（分科員）

分かりました。

この6月にモンテ・カセム学長が就任されましたけれども、この方はどの程度の頻度で学校にいらしているのでしょうか。

高等教育支援室長

カセム学長に関しては、基本的にはこちらのほうに居を構えるということで進めておりますので、平日は主にこちらに滞在すると考えております。

加藤麻里委員（分科員）

私たちがまたお会いする機会もあるかもしれません。非常に期待しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

鈴木洋一委員（分科員）

多様性に満ちた社会づくりについて伺います。

条例の全体像は大体分かるのですが——これから条文の各論に入っていくのだと思うのですが、たとえば、資料20ページの(2)に差別等の禁止と、体言どめでうたっているわけだけでも、これに反した場合の罰則規定はあるのですか。

あきた未来戦略課長

この条例は、基本条例として制定したいと考えておりまして、罰則は設けない想定としております。一つ一つの差別というのは十人十色で、行った側と、受け止める側でそれぞれ違うところがあると思いますので、一つ一つに関するジャッジはなかなか難しいと思います。罰則は設けません。

鈴木洋一委員（分科員）

差別の判定というのは、今いみじくも課長がおっしゃったように、例えばハラスメントだって、いわゆる加害者側はハラスメントだと思っていなくても、被害を受けたほうから見て「これはハラスメントですよ。」ということがいっぱいあるわけだよね。条例で定めたとしても、その辺の差別の判定というのはどうするのだろう。

あきた未来戦略課長

まずは、この条例の基本理念を県民に理解していただいて、できるだけ県民一人一人が問題意識を持つことにより自分自身で判断していただくということがあると思います。ただ、気がついていないといった無意識の部分もございますし、偏見もございますので、資料の(6)にある指針でできるだけいろんな類型を定めて、こういう事例はちょっと良くないとか、こういうところに配慮すべきといったことを示して、理解を促進していこうと考えております。

鈴木洋一委員（分科員）

いずれ条例の制定に反対するわけではないけれども、言ってみれば理念条例になるのでしょうかけれども、条例が先走って——ちょっとオーバーな言い方になるのかもしれないけれど——告発社会になるよ

うな条例だと困るのではないかという心配があるので、その辺のところはきっちりと踏まえた上での条例の制定であってほしいと思うのですが、どうですか。

あきた未来戦略課長

委員がおっしゃるとおりです。ただ不法行為となれば現行法で訴えることもできますので、その前段の部分で、いろんな差別を解消するための県民の皆さんの理解促進に努めてまいりたいと考えております。

鈴木洋一委員（分科員）

ひとつよろしくお祈りします。

それともう一つ、企業版ふるさと納税について伺いたいのですけれども、私は今年の2月議会の総括審査でふるさと納税について取り上げたことがあって、今回、企業版ふるさと納税が資料に載っていたので、企業版についても若干調べてみた。企業版ふるさと納税は、損金算入が企業にとってまた有利になったことで、全国的に見て一時よりもかなり利用が増えて、令和2年度は全国で110億円ぐらい寄附金が集まったようです。令和2年度の各都道府県の実績をみると、1億円とか受領している県もあるようだけれども、秋田県は1,980万円——2,000万円弱で、全国的に見ても大体それぐらいの額なんだよね。全県——市町村も含めた秋田県全体の昨年度の受領額をみると6,800万円ぐらいで、全国的に見てそんなに多いほうではないのです。隣の青森県は10億円ぐらいもらっているのに対して、一番少ないのが秋田県と山形県で、市町村の分も合わせて大体6,800万円です。

他県と比べて、秋田県はふるさと納税も企業版ふるさと納税も利用が少ないのだよね。この2,000万円弱という実績は、秋田県としては頑張っていると思いますよ。頑張っているほうだと思うのだけれども、せっかく秋田県出身の菅総理が作ってくれたふるさと納税制度を、肝腎の秋田県がうまく活用できていないというのは、非常に問題があるのではないかと思います。県も市町村も財政難だと言いながら、ちょっと頑張れば増やすことのできるこういう制度を生かし切れていないというのは、ちょっとどうだろうと思うのですけれども、その辺はどうですか。

あきた未来戦略課長

企業版ふるさと納税の実績でございますが、令和2年度の都道府県の実績を見ますと、寄附件数としては本県は全国10位、寄附金額としては12位となっております。市町村で見ますと、令和2年度寄附件数は全国26位、寄附金額は33位となっております。確かに委員のおっしゃるとおり、財源として非常に期待が持てる制度ではありますけれ

ども、企業とのつながりをベースに、事業に理解をいただいて寄附金を頂戴するという仕組みになってございます。それぞれの市町村等の考え方もあるとは思いますが、できるだけ制度を有効に活用できるように、私どもも啓発してまいりたいと考えております。

鈴木洋一委員（分科員）

いずれ、個人のふるさと納税制度と違って、企業の場合は返礼品を提供できない制度になっているので、返礼品で釣るといふわけにはいかないのだけれども——自治体サイドが企業と相談して、企業の理解をもらった上で寄附してもらおうという制度になっているようなので、そこら辺の手間は掛かるのだけれども、寄附金をもらったからといって、地方交付税を減額されるということでもないのだし、返礼品も要らない、自治体の純粋な収入になるわけですから、市町村ももうちょっと頑張ってそうした企業を積極的に探すべきだと思うし、県としてもどンドン市町村に働きかけるべきだと思うのです。どうもその辺が秋田県は——全てに関してそうなのかもしれないけれども——こういうことに対して非常に積極性が足りない。それが県全体的な元気のなさといったらいいか——昔からよく秋田県人の「ひやみこぎ」（秋田弁で、面倒くさがりを表す言葉のこと。）だの「えふりこぎ」（秋田弁で、見栄を張ったり、自慢げで生意気な態度を表す言葉のこと。）だのと言われるわけだけれども、その辺がこういうところにも象徴されると感じるのです。やっぱり、県としても、もうちょっと各市町村を後押し、アドバイスして、積極的に取り組むように働きかけてもいいのではないかなと思うのですが、どうですか。

あきた未来戦略課長

企業版ふるさと納税は、企業の社会貢献について企業側に訴え、御理解いただき、寄附していただく制度になっておりまして、各自治体では、その自治体の出身の社長だとか、あるいは何かの関連でつながりのある企業をお願いをしているのが現状だと思っております。

コロナの影響で動きが鈍いところもございましてけれども、県としても財源としてとても有望な制度だと認識していますので、我々のほうからも市町村側に、それぞれの市町村がどういった寄附を受けて、どういった事業をやっているのかを含めて啓発しながら、制度の利用を促進してまいりたいと考えております。

鈴木洋一委員（分科員）

よろしくお願ひします。

原幸子委員（分科員）

関連して伺います。

ちょうど鈴木委員からお話のあったふるさと納税

のところ——19ページ、参考資料3ですが——大手化粧品メーカーのアルビオン（株式会社アルビオン）という会社が、地域づくり推進課が実施している地域を支える「関係人口」創出・拡大事業を応援しているのですけれども、この事業にどのような形で関わっていて、どういう成果があったか教えてくださいませんか。

地域づくり推進課長

これは、当課の関係人口の創出・拡大に関するメインの事業でありまして、県内の関係人口の創出・拡大に取り組みたいという受入れ団体と、地域に関わりたいという首都圏の方々とのマッチングみたいなことをやっています。主にイベントを——今コロナでほとんどオンライン開催なのですが——定期的に交流会みたいなものを開催して、絆を深めていって、いずれは秋田に来ていただいて、最終的には地域課題の解決につながっていければいいという取組です。

関係人口の取組自体はここ二、三年の新しい取組なので、成果が出てきていると言われると、関わりの深い人はどんどん増えてはきているのですが、目に見えた成果というのはまだ出てきておりません。そういう事業にアルビオンから100万円寄附いただいて、今進めているところであります。

原幸子委員（分科員）

アルビオンは、白神山地の宣伝とか、秋田県のいいものを取り入れたいろいろなことをしているので、そちらと何とかうまく、積極的に連携できないかなと思うのですが、何か方法はないでしょうか。

地域づくり推進課長

アルビオンは、この関係人口の創出・拡大に関する取組を直接実施しているわけではないのですけれども、地域のお祭りに積極的に参加したりですとか、私どもでやっている、あきた元気ムラ大交流会に出店してくれたりなど、かなり積極的に関わりを持っていただいております。更には県立大の学生を何人か採用してもらうなど、非常に地域に貢献していただいております。今後もこうした取組を通じてお互いにウィン・ウィンな関係といたしますか、県の取組に助力いただければと思っております。

原幸子委員（分科員）

というのは、アルビオンの製品——化粧水とか乳液とかありますけど——の原料に、藤里町にある研究所（アルビオン白神研究所）で栽培された植物が取り入れられているなど、秋田県にはすごくいいものがあるのに、それを若い女性たちが知らないことが多いと思うんです。例えばの話、白神山地だって、半分以上は秋田県ではないですか。例えばドラゴンアイ（八幡平の山頂付近にある鏡沼のこと。雪解けのようすが龍の眼のように見えることから、八幡平

ドラゴンアイと呼ばれている。)も、すごくテレビで上手に宣伝していたのに、岩手県にあると思っていて、「岩手県に行かないと見られない。」と言う人がいるんです。秋田県は宣伝が下手だから、全て他県に持っていかれてしまう——何となくそこがもったいないと思うんです。以前、アルピオンがメインになって、全国誌の雑誌1冊丸ごと秋田県の特集をして宣伝してくれたにもかかわらず、そこからの広がりは見えませんでした。せっかくこんな部署があって、いいところがあるのにもったいないと思います。

だから、今回の元気ムラの話もそうだったのですが、秋田にはすごくいいものがあるのに、若い人たち、特に女性に対して届いていない——響かない。多分、男性に対しても届いていないと思うんです。せっかく若い人たちに、「秋田県にはこんなにいいところがあるのだよ。」と教えてあげたいのに、親も分からないから教えられないというのは、すごく残念だと思うんです。せっかくこんなにいい部署があるのですから、もう少しちゃんと秋田県にはいいものがあることを宣伝してもらいたいと思っています。これはお願いします。最後に部長から答弁をもらえたら、私は幸せだなと思います。

あきた未来創造部長

今回の企業版ふるさと納税の話からちょっと外れますけれども——委員がおっしゃるように、秋田県にはいい素材がたくさんあります。委員が今挙げられたものはその一例だと思いますけれども、そうしたものが人口の増などに必ずしも結びついていない面があるのは、私も感じているところでございます。ですので、これから秋田県の人口を増やすという観点で見たときには、秋田には都会にはないいいものがたくさんありますので、そういったものを取り入れながら、いかに秋田の——特に自然やそのほかいろいろなもの、人が生活していく上で有効なのかをPRしながら、結果として人口の増に結びつけていくようなものになればいいと思っています。なかなか具体的な話はできないのですけれども、私もそういった認識を持って、これから人口減少対策などに取り組んでいきたいと思っています。

鈴木洋一委員（分科員）

さっき聞き忘れたのだけれども、県内で企業版ふるさと納税を活用しているのは何市町村ありますか。全ての市町村がやっているわけでもないのでしょうか。

あきた未来戦略課長

令和2年度につきましては、8市町村です。

鈴木洋一委員（分科員）

少ないよね。25市町村の半分にも満たない。もっともっと活用すべきでないですか。

あきた未来戦略課長

令和元年はもう少し多くて、10市町村くらいあったのですけれども、昨年度はちょっと減っております。

鈴木洋一委員（分科員）

個人を対象としたふるさと納税は、どの市町村もやっていると思うのだけれども、企業版が8市町村というのはちょっと少ないのではないかな。せっかくの制度がもったいないと思うよ。県からもどんどん市町村にハッパをかけて、頑張ってください。

あきた未来戦略課長

確におっしゃるとおりでありますので、私どもからも啓発をいたします。

鈴木洋一委員（分科員）

もったいないよ。企業への働きかけや調整を頑張れば寄附金を受け取れて、その分地方交付税が減額されるということもなく、県の財源が増える制度ですよ。絶対に頑張ったほうがいいと思いますよ。

あきた未来戦略課長

制度の活用促進に努めてまいります。

島田薫委員（分科員）

国際教養大学について質問します。国際教養大学の業務の実績に関する評価結果の1ページ目です。

午前中の杉本委員の質問にも関連しますが、資料の真ん中辺りにある「新型コロナウイルス感染拡大防止のための学内寮入居制限措置」に関して言えば、教育の場——大学生活においては、オンライン授業などでカバーできないところといますか、その場で経験できる、教育を受けられる機会を是非制限しないでほしいと思います。そういう意味では、先ほど、設備改修を含めた感染対策を進めているという説明がありましたが、是非そのような対策を進めて、学内寮入居制限をなるべくしない、あるいは短くする方向で今後も検討していただきたいと思っています。

それから、ワクチンの職域接種が進んでいる状況において、今後期待されるといいますか——この大学は交換留学で、国外から学生が来て、また日本人学生は国外に留学しています。ワクチンの職域接種が進んできている中で、例えば国外から来た学生がどのくらいワクチン接種を受けているのか、あるいは日本人学生はどのくらい受けているのか——多分かなりの方が受けていらっしゃると思うのですが——そういう中で交換留学の今後について、再開時期とか、その辺りの方向性がどのようになっているか教えてください。

高等教育支援室長

まず、寮についてですけれども、国際教養大学の特色の一つに、1年次の寮生活の義務というのがあります。これは、1年生は全員寮に入ってキャンパスの中で生活し、ほかの学生と交流することによって学生が育っていくという考え方です。この部分が

昨年度のコロナの影響で一部できなくなってしまったのは非常に残念ではありますが、午前中の審査でお話ししたとおり、今1年生に関してはほとんどの学生がキャンパス内に戻ってきている状況です。とはいえ、留学生との交流は、今現在はできておりません。留学については、今海外に行ける状況にはございませんけれども、いずれこの部分についても、いつ海外渡航が再開できるのか情報を得ながら、なるべく早く海外の留学生との交流も盛んにできるようにしていきたいと考えております。

島田薫委員（分科員）

先日、近畿大学でワクチンの職域接種が始まり、学生の留学を再開したとニュースになっていました。国際教養大学についても、是非その方向で進めていただければと思います。

佐藤正一郎委員（分科員）

ちょっとまた話題を変えまして、あきた未来戦略課に伺います。

地方創生推進交付金あるいは地方創生拠点整備交付金についてですが、コロナの前に始められた地方創生のための拠点整備を行う事業に関して、資料17ページ、18ページにいろんな施設整備の報告が記載されています。その中で、4番のクルーズ船の拠点（秋田港クルーズ拠点等整備事業）などについては、この事業で関連施設を整備しましたが、その後コロナの影響でクルーズ船の寄港がなくなりましたから、KPIの実績がゼロになってしまったのです。大変残念だと思います。しかし、そのほかの事業を見ましても、KPI17項目のうち目標の60%以上を達成したのは6項目で、残りの3分の2については目標に対して実績が非常に少ないという結果になっています。この交付金を使って施設整備をしたから、この後成果が出てくるのだという見方もできますが、設定した目標に対して実績が半分にも届かないものもあります。こちら辺については、事業課それぞれのいろいろな見方があるのかもしれませんが、未来戦略を担当している課として、全体的に見てそこら辺をどのように分析されていますか。課長というよりも、次長にお伺いします。

あきた未来創造部次長（久米寿）

私もかつてあきた未来戦略課長としてこういった業務に携わってまいりましたが、クルーズ拠点整備以外の部分については、いろいろな研究であったり、交流であったり、地場産業の生産活動の特化——ジャンプアップに役立つものとして整備した経緯がございます。そこにはユーザー側の経営戦略であったり、経済情勢というものが絡みますので、息の長い取組が必要ということでKPIを設定した経緯があります。コロナ禍でそういった生産活動とかが一定程度減退していることを差し引いても、委員の御

指摘を受けるまでもなく、達成率が低いという思いはあります。これは所管部局だけの問題ではなくて、あきた未来創造部は計画を取りまとめて報告する立場にありますので、その辺りでのこ入れなど、ちょっと配意していく必要があると感じております。

佐藤正一郎委員（分科員）

そういった点で見ると、整備したこと自体は良かったと思うのですがけれども——18ページにある近代美術館とか、県立美術館などのケース（それぞれ、秋田県立近代美術館リノベーション事業、秋田県立美術館展示機能強化事業のこと。）も、せっかく整備したけれども、その後コロナ禍で休館期間がすごく長かったり、いろんな企画展もできなかったり、仮に開館しても外出控えで県民の皆さんに実際に足を運んでもらうのが難しかったりといった影響があったと思うのです。ですが、この後コロナもいずれは収束する方向に向かうと思いますから、アフターコロナを念頭において、こういった形でせっかく整備したものが生かされるように、全体を総括する部として事業課に求めていただきたいと思います。

あきた未来創造部次長（久米寿）

先ほどソフト戦略の中でも情報発信の在り方として、伝えたいことと知りたいことのギャップみたいなお話があったと思うのですが、正にその辺りだと思います。例えば木高研（秋田県立大学木材高度加工研究所）のCLT（Cross Laminated Timberの略。繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料のこと。）についても、この事業でそういったスペックの部材を生産する能力を備えましたが、製品に対する付加価値の乗せ方とか、市場から先のユーザーの需要動向などを踏まえながら、きちんと伝達していけるように各部と連携していきたいと思っています。

佐藤正一郎委員（分科員）

次に、また別の視点で伺います。

大学の積立金の使途計画についてですが、国際教養大学の例を見ますと、資料の27ページには令和2年度の実績が、26ページには今年度の計画が記載されています。令和2年度については、目的積立金や繰越積立金について、コロナによる感染症対策等の様々な資金需要に対応するため、執行の全部または一部を見送ったというケースがありまして、繰越積立金については全ての項目で執行を見送っております。ただ、5番の令和2年度の繰越積立金の実績に記載されている内容については、昨年度実施を見送ったのですから、それを今年度に持ち越して今年度の計画に上がっているのかと思えば、3番の今年度の使途計画には全く別の内容が記載されているのです。ここの整合性がないのはなぜですか。例えば、4番の令和2年度の目的積立金の実績と、

2番の今年度の使途計画は、非常によくリンクして整合性があるのです。目的積立金については、令和2年度に実施できなかったものが令和3年度の使途計画にちゃんと盛り込まれていたりして、整合性のある計画になっているのですが、繰越積立金については全く整合性が取れていないのはどうしてでしょうか。

高等教育支援室長

令和2年度の目的積立金と繰越積立金の使途計画を立てた後、コロナ関連の資金需要に対応するために、執行の全部又は一部を見送りました。その後、年度内に例えば補助金等を活用して対応できたものもありましたので、年度内に実施できたもの、できなかったものに分けて、改めて新しい使途計画を立てたということでございます。例えば令和2年度の繰越積立金使途計画に記載されているネットワーク機器更新は、令和3年度の目的積立金使途計画に記載しているなど、一度実施状況を整理して、改めて使途計画を立てました。そのため、資料を見比べた際に必ずしも見ただけで分かるような記載になっていないのですが、先ほど申したとおり、実施状況を整理した結果、このような使途計画になったということでございます。

佐藤正一郎委員（分科員）

そうすると、令和2年度にはこういう計画を立てたが、実際に執行できなかったものもあったので、その後、今答弁のあった補助事業を活用して実施したものとか様々なものをもう一度整理して、今年度の計画を立てたということなのですね。

高等教育支援室長

そのような形で作った使途計画になります。

鈴木洋一委員（分科員）

まあいいのだけれども、こういう資料は、疑念を持たれないように見ただけでわかるようになっていないといけない。見ただけで分からないのでは困るのだよね。別に反対しているわけではないのだけれど、説明がきっちり付くように、見ただけで分かるような資料にしてもらわないと、今後まずいのではないですか。

高等教育支援室長

今後は分かりやすい資料づくりに努めていきます。申し訳ありませんでした。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上であきた未来創造部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

ここで、説明者交代のため、休憩します。

再開は、午後2時20分とします。

午後2時 3分 休憩

午後2時13分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐々木 雄 太
副委員長（副会長）	住 谷 達
委員（分科員）	原 幸 子
委員（分科員）	杉 本 俊比古
委員（分科員）	島 田 薫
委員（分科員）	佐 藤 正一郎
委員（分科員）	加 藤 麻 里
委員（分科員）	鈴 木 洋 一

説明者

議会議務局長	千 葉 雅 也
議会議務局次長	伊 藤 徹
総務課長	藤 田 良 彰
議事課長	鈴 木 久
政務調査課長	佐 藤 良 知
人事委員会事務局長	真 壁 善 男
職員課長	小 湊 智 昭

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

議会議務局関係及び人事委員会事務局関係の議案、請願、陳情等はありませんので、所管事項に関する審査を行います。

質疑は、各課一括して行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で議会議務局関係及び人事委員会事務局関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、10月6日、水曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、本委員会に付託された請願について討論・採決を行います。

散会します。

午後2時14分 散会

令和3年10月6日（水曜日）

本日の会議案件

1 請願第45号

沖縄県名護市辺野古新基地建設工事の中止を求める意見書の提出について（討論・採決）
（不採択とすべきもの）

2 意見書案（議員提出）

沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を沖縄県名護市辺野古における新基地建設工事に使用しないよう求める意見書（検討）（意見不一致）

本日の出席状況

出席委員

委員長	佐々木 雄 太
副委員長	住 谷 達
委員	原 幸 子
委員	杉 本 俊比古
委員	島 田 薫
委員	佐 藤 正一郎
委員	加 藤 麻 里
委員	鈴 木 洋 一

書記

議会事務局議事課	斎 藤 淳 子
議会事務局政務調査課	
	今 野 武 俊
総務部総務課	柴 田 穰
企画振興部総合政策課	
	田 中 紀 子
あきた未来創造部あきた未来戦略課	
	土 井 芳 晴

会議の概要

午後1時32分 開議

出席委員

委員長	佐々木 雄 太
副委員長	住 谷 達
委員	原 幸 子
委員	杉 本 俊比古
委員	島 田 薫
委員	佐 藤 正一郎
委員	加 藤 麻 里
委員	鈴 木 洋 一

説明者

総務部長	松 本 欣 也
総務部次長	石 黒 道 人

財政課長	村 田 詠 吾
企画振興部長	鶴 田 嘉 裕
あきた未来創造部長	小 野 正 則
議会事務局長	千 葉 雅 也
人事委員会事務局長	真 壁 善 男

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、各委員から発言通告がありませんので、付託案件に関する質疑は終局したものと認めます。

次に、本委員会への付託議案はありませんので、請願の取扱いについて決定します。

請願第45号「沖縄県名護市辺野古新基地建設工事の中止を求める意見書の提出について」を議題とします。本請願の取扱いは、どのようにしますか。

【「採択」と呼ぶ者あり】

【「不採択」と呼ぶ者あり】

委員長

採否を決めるべきとの意見がありますので、討論を行います。

加藤麻里委員

請願第45号、沖縄県名護市辺野古新基地工事建設の中止を求める意見書の提出について、賛成の立場から討論を行います。

辺野古新基地建設工事については、沖縄県民はもちろんのこと、全国各地からも反対の声が上がっているにもかかわらず莫大な経費を投入し続け、コロナ禍の今も行われています。その総工費について、2014年に3,500億円と示されましたが、2019年には9,300億円と、約2.7倍に膨れ上がりました。その契約変更を見れば、総工費は今後も大幅に増額する可能性があります。しかも、脆弱地盤のため新基地完成後も地盤沈下が予想されることから、さらに補修費用がかさむ可能性があるということです。事業の完了も2030年代までずれ込み、10年以上先の安全保障環境がどうなっているかも予測できません。ましてや、脆弱地盤といわれる辺野古新基地がアメリカにとって不可欠の基地であるという見通しも不透明になってきました。巨額の税金をつぎ込み続ける前に一旦立ち止まり、客観的に状況を確認する必要があります。

アメリカの会計検査院GAOは、議会の求めに応じ、辺野古は政治的に持続可能ではないと報告しています。日本の会計検査院は、独立した機関として事実に基づき辺野古関連工費を精査すべきです。当の沖縄県民が望んでおらず、実現性にも疑問がある新基地建設に、天井知らずで税金を投入して許されるはずがありません。

よって、請願理由は極めて妥当であるとの立場から賛成するものです。

委員長

ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は終局したものと認めます。

挙手により採決します。

請願第45号は、採択すべきものと決定することに賛成の方、挙手願います。

【賛成者挙手】

委員長

賛成少数であります。

よって、請願第45号は不採択とすべきものと決定されました。

次に、先に検討を依頼しておりました石川ひとみ議員、加藤麻里議員提出の意見書案についてお諮りします。

「沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を沖縄県名護市辺野古における新基地建設工事に使用しないよう求める意見書」案について、御意見のある方はいらっしゃいますか。

杉本俊比古委員

この意見書に書かれている、先の大戦で亡くなられた戦没者の方々への追悼の思いというのは、私とて全く同じでございます。

私の認識としてはそうした思いのもとに、意見書案にある戦没者の遺骨収集については、国が戦没者の遺骨収集の推進に関する法律第5条に基づく基本計画を策定して施策を推進しているというふうに認識をしております。

意見書案で示されている工事については、国の重要な防衛政策として計画されているものでありますけれども、埋立てに使用する土砂の調達先については、政府は今年6月の国会でまだ確定していないと答弁をしております。私は、この先実施段階に至った場合においても、当然ながら当該基本計画を踏まえつつ進められるものと認識をしているところでございます。

このことから、一定の前提をもとにした意見書案には賛成いたしかねるということでございます。

加藤麻里委員

私は、この意見書案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

さきの6月議会では、沖縄戦戦没者の遺骨が混入する土砂を辺野古新基地建設などの埋立てに使用しないことを求める請願書が、賛成14、判定28で不採択となっています。

しかし、その後7月に沖縄県那覇市に住む沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」代表、具志堅隆松さんから、秋田県議会に「人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄県本島南部からの埋め立て用

土砂採取計画」の断念を国に要請することについて」の陳情が提出されました。

また新聞報道によると、9月末までに沖縄県内では、沖縄県議会を含め11の市町村議会で、また沖縄県以外でも奈良県議会を含め52の市町村議会で意見書が可決されており、「沖縄戦の死者がいない都道府県はない。戦没者との向き合い方が日本全体で問われている話だ。」という奈良県の川口正志県議のコメントもありました。

秋田県出身の菅首相が退任され、岸田新政権が誕生した今、この問題を捉え直し、秋田県議会としても新たな環境の中で判断すべきであると思います。陳情理由にもありますように、秋田県議会に対し、基地建設に賛成か反対かではなく、人道上の問題として戦没者の威厳を守るべく意思を表示して欲しいというその声に応えるべきだと考えます。

よって委員会提出の意見書として提出することに賛成いたします。

委員長

本意見書案については意見の一致がみられませんので、この旨、議会運営委員会に報告することとします。

次に、9月議会の審査においては本委員会への付託議案がないことから、明日の本会議において委員長報告を行いませんので、あらかじめお伝えします。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了しました。

本日の委員会を終了します。

午後1時40分 散会